

平成20年知立市議会 9月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成20年9月24日(水) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(8名)

杉原 透恭	水野 浩	坂田 修	佐藤 修
高笠原晴美	石川 信生	久田 義章	馬場 節男

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	本多 正幸	副市長	田中 勇
福祉子ども部長	野々山敏雄	福祉課長	辻 和見
子ども課長	毛受 秀之	保険健康部長	久米 正己
長寿介護課長	林 隆夫	国保医療課長	伊豫田 豊
健康増進課長	清水 辰夫	市民部長	山岡 久
市民課長	野村 清貴	経済課長	水嶋 広
環境課長	高木 実		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂田 広	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事件名	審査結果
議案第60号 知立市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第61号 知立市霊柩車使用条例等の一部を改正する条例	〃
議案第62号 知立市児童遊園条例の一部を改正する条例	〃
議案第63号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例	〃
議案第64号 知立市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	〃
議案第69号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第2号)	〃
議案第70号 平成20年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	〃
議案第72号 平成20年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)	〃
認定第1号 平成19年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第2号 平成19年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第5号 平成19年度知立市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第7号 平成19年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第9号 平成19年度衣浦東部農業共済事務組合歳入歳出決算認定について	〃

午前10時00分開会

○佐藤委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は13件、すなわち議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第69号、議案第70号、議案第72号、認定第1号、認定第2号、認定第5号、認定第7号、認定第9号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第60号 知立市手数料条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第60号について、挙手により採決します。

議案第60号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第60号 知立市手数料条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号 知立市霊柩車使用条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

おはようございます。霊柩車使用条例等の一部を改正する条例について、少しお聞きをしたいと思います。

60号同様、これも中国残留邦人等ということが入ってきて、その支援給付受給者、この方が亡くなられた場合の使用料の減免ということだと思う

んですが、霊柩車につきましては市内、市外とこういうふうに分かれておりますが、市外の方でこれに当たる方、中国残留邦人等の、それから生保の方もこの中に入りますけれども、そういう方も対象になるのでしょうか。

○市民課長

これにつきましては、知立市福祉事務所長の決定を受けた方ということに条例上させていただいてますので、市外の方につきましては他市の福祉事務所の決定になりますので該当にはなりません。以上です。

○高笠原委員

そうしますと、今のお答えですと知立市民とそういうことになると思うんですが、後で逢妻浄苑も出てまいりますけれども、霊柩車を使われる方は逢妻浄苑やそういうところを使っていらっしゃるわけですし、例えば豊明であれば豊明の方で中国残留邦人等というふうで認められた人でもだめなんでしょうか。

○市民課長

これにつきましては、先ほど申しましたけども知立市福祉事務所長の決定というのを条例上うたっておりますので、例えば豊明とか他市の方でしたらそちらの福祉事務所長の決定を受けておりますので、当然そちらの市の方が措置すべきことではないのかなと考えております。以上でございます。

○高笠原委員

言ってもらっしゃることはわかるんですが、現在、知立市の逢妻浄苑を豊明の方、ほかの市の方も使っていらっしゃいます。それでこの霊柩車の使用条例ではありますけれども、申しわけありませんが浄苑も61号として出ておりますので、浄苑のところも少し含めて質問をさせていただきますけれども、霊柩車については例えば使えなかったにしても浄苑はどうなんでしょうか。それもやはり例えば豊明であれば豊明の福祉事務所長の許可がないとだめ、それとも知立市の福祉事務所長の許可がなければ使用できないのか、その点をちょっとお聞かせください。

○市民課長

逢妻浄苑も霊柩車と同じように、やはり知立市の福祉事務所長の決定を受けた、例えば生活保護の被保護者で支援給付を受けている方というふう
に条例で挙げておりますので、例えば豊明の方ですと、先ほども申しましたけども生活保護にいたしましてもそちらの方で保護を受けているもの
ですから、当然そちらの方で葬祭扶助とか出るもの
ですから、当然私どもが減免するということでは
なくて、そちらの福祉事務所の方がこちらの方に
使用料を出すものかと思えます。以上でございます。

○高笠原委員

使用料をそちらの方で出せば利用はできると、
こういうふうで理解してよろしいでしょうか。そ
この点をもう1回聞かせてください。

○市民課長

霊柩車につきましても、逢妻浄苑につきましても、他市の方でも利用はできますので、使用料を
いただければ利用していただくことは可能です。
以上でございます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第61号について、挙手により採決をいたし
ます。

議案第61号は原案のとおり可決することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第61号 知立
市霊柩車使用条例等の一部を改正する条例の件は、
原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号 知立市児童遊園条例の一部を改正
する条例の件を議題といたします

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第62号について、挙手により採決します。

議案第62号は原案のとおり可決することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第62号 知立
市児童遊園条例の一部を改正する条例の件は、原
案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号 知立市保育所保育料等徴収条例の
一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

知立市の保育所保育料徴収条例の一部を改正す
る条例ということですが、これは国の徴収
基準額表の改正に伴うものということで、先ほど
の60号、61号と同じく中国残留邦人等というこ
とがこの中に入ってくるわけですが、新給付受給者
が属する世帯、短給者もそうですけれども、生活
保護世帯の階層の保育料と同じにすると、そうい
うことでゼロにするとこういうことだと思ってい
ますが、まずその点を聞かせてください。

○子ども課長

今、委員のおっしゃったとおりでございます。

○高笠原委員

現行の第1欄に、多子減免の対象となる施設と
いうことで、参考資料の方では大変たくさん
のものが出てきております。特別支援学校の幼稚
部だとか知的障害児通園施設等の障害児の通園施
設、こういうものを加えるとこういうふうになっ

ておりますけれども、新しく加えられた施設の中に知立の子どもさんが通っている施設はありますでしょうか。今回、認定こども園だとか、特別支援学校幼稚部とか、知的障害児通園施設・難聴・肢体不自由児とかいろいろあります。これが今までの現行の第1欄にはなかったものが、改正の中にこれが入ってきたということですが、認定こども園は知立市の中にはまだないとは思いますが、ここの中でこれだけの施設が加わって、そして知立市の子どもさんがこの施設に通っている施設はあるのかどうかを聞かせてください。

○子ども課長

今の知立市内の中で、私どもの保育園に入所している子どもには該当はしなかったんですが、この新しく特別支援学校幼稚部から五つほどの施設等が新たに加わったんですが、市内の子どもさんが何人いてみえるかというのはちょっと私、今、把握はしておりません。ただし保育園に入所している子どもで該当する世帯というのはございません。

○高笠原委員

そうすると幼稚園の方はわからないわけですか。保育園については、現在のところない。幼稚園もない。この中で保育所、幼稚園、認定こども園とこういうふうに細かくあるわけですが、幼稚園については調べていただけなかったんですかね。

○子ども課長

今回の多子減免の該当が、今まで保育園、幼稚園、認定こども園の施設にプラス新たに加わったということで、これはあくまでも保育園の保育料の算定に関することでありますので、幼稚園に入っている子どもさんも数名いたかなと思いますけども、それは対象しておりますので、現在は実際、保育園の算定の中では幼稚園の子どもについても調べておりますが、何名というのははっきりちょっと今承知しておりません。

○高笠原委員

同じ知立の子どもさんと、保育園に入ろうと幼稚園に入ろうと同じわけで、知立市のこの財政の中から幼稚園の方に今現在の保育料を徴収してい

るわけじゃないからということで、いろんなことを調べなかったりというのは私はちょっとやっばりいけないのではないかなとこんなふうに思います。

それで今、幼稚園の方が少しいらっしゃったようなお話ぶりでありましたけれども、これは現行の改正も二人以上いる場合はそのうちの一人とすると、そして同一世代から二人以上の小学校就学前の児童が保育所・幼稚園に通っている場合というふうでうたわれておりますが、多子減免の対象は、そうしますと今お話しした施設の中ではあるのかないのかもこれもわからないですか、どうでしょうか。

○子ども課長

多子減免でいきますと、全部で197名の軽減がされております。

○高笠原委員

金額にしてはわからないでしょうか。

○子ども課長

金額で申しますと、252万7,500円という減額になっております。

○高笠原委員

それで今回のこの条例の中では、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、こういうものには中国残留邦人等が入るけれども、この三つには保育料の多子減免は対象ではないのでしょうか。

○子ども課長

一時保育以降、休日、病児・病後児についての多子減免についてはございません。

○高笠原委員

一時保育ですと、急に用ができたりなんかして一時的に預けたり、それから休日保育も仕事で出勤しなければいけないということで休日保育と。病児・病後児は2人が一遍にということは少ないかと思うんですが、仕事の都合とか例えば親戚に葬儀があつて出かけるための一時保育とか、そういうようなときになると兄弟がいるところだと二人以上いる場合があるのではないかなとこんなふうに思ってみたわけですが、そうしますとないということでありまして、ないといえますか、や

らないというか、そういうことですね。

○子ども課長

今のこの保護者負担分につきましては、1日という設定になっておりまして、今、委員が申されました特別な場合で2人のお子さんということもまれにあるかなと思いますが、今の現状としては現行どおりでしていきたいというふうに思っています。

○高笠原委員

わかりました。

それで中国残留邦人等は、生保と同じく保育料は0円とそういうことでありますが、特別支援学校幼稚部、それは幾つかの障害児施設に入っている、こういうところでの年長者が2人以上いる場合、1人は保育料を全額、2人目は半額というそういうことかどうかお聞かせください。

○子ども課長

委員のおっしゃいましたとおりでございます。

○高笠原委員

そして今いろいろお聞きしてきたところの中で、第3子の3歳未満児はおりますでしょうか。

○子ども課長

その第2子減免のうちの第3子減免の対象者は36名おります。金額で申しますと59万6,600円ということでございます。

○高笠原委員

そうしますと結構な数字がここで出てくるなどこんなふうに思います。現在、知立市の場合は3歳未満児、第3子の無料化ということで、兄弟が3人以上いる場合、卒園まで無料にさせていただきたいというふうをお願いをしているところですが、3歳以上卒園までとなると幼稚園にも波及していくということで、必要経費の先回の一般質問の中で試算をされたものを御報告いただきまして、5,557万円余ということでありましたが、私は就園奨励費、そういうものとの関係でいきましてとても多いように思いますし、幼稚園も全部が知立の場合は4園ありますけれども、4園が全部同じ授業料ということではありません。はなの木が一番安くて、あと三つのところが同じ授

業料と、桜木幼稚園、知立幼稚園、長篠幼稚園が同じ授業料とこういうことになりますけれども、それで3歳未満児につきましては昨年の10月から県の方の2分の1の補助がつくようになりまして、市も少し負担が軽くなったわけですが、きょうも新聞にも出ておりましたし先回にも出ておりましたが、いよいよ碧南市が実施をするということについて今回の議会でそれを条例提案をすると。それで可決すれば来年4月実施とほぼ可決できるとみているところでありますけれども、3人目以降、すべての入所児童を対象に20年の7月1日試算で保育園・幼稚園、幼稚園の方は4歳から5歳までになりますね、3歳児以上の実施児童のうち対象児童が約160人ぐらいですか。それで昨年の7月の数字では約そのぐらいということで、この間、出していただきましたのが全部で保育園、幼稚園合わせて263人、先ほど言いました約5,557万円ほどかかるとそういうお話であります。

それで碧南市が今回のこの条例提案をされているのは、幼稚園の方では3歳から5歳までは159人が対象者で、減免額としては1,175万円、それから保育園の方は3歳以上になりますので、203名みえて3,468万円とそういうことで、知立の計算よりも少ないなどこんなふうに思っております。それで就園奨励費が出ておりますので、それとの関係でいくともっと低くなるのではないかなどこんなふうに思うんですけど、その点はどうかでしょうか。

○子ども課長

やはり先ほど委員のおっしゃいましたように、どれだけの幼稚園も対象にということになってきますと、先ほど委員おっしゃいました授業料等の問題等もありますので、実際的にはどのような額で補助していくかという金額のことはまだ今後検討だとは思いますが、今のところ私の方の試算では先ほどにもありました5,000万円余の財源が必要になるのではないかとこのところ思っております。

○高笠原委員

行政評価報告書のところで、いわゆるこういう

ふうに言ってみえます。子どもを豊かにはぐくむ町として、幼稚園児を持つ所得の低い保護者の経済的負担を軽減し、少子化対策の一環であって、この事業としては継続して実施すべき事業だと。しかし未就園児児童は約8%存在していて、高齢で就園奨励費補助交付となっている以上、未就園児となっているこの8%の人、どこにも就園していない、こういう人に対してもっと就園奨励費というものをよく理解をしてもらうような方法を取りなさいと。そして小学校入学以後、円滑に学校生活にとけ込めるようにする必要があるとこういうふうに行行政評価委員の方でうたっています。

そして政府の方もこのように決めておまして、今年度中ぐらいに、いわゆる社会保障の機能強化のための緊急対策として五つの安全・安心プランというものを立てております。そして兄弟姉妹のいる家庭への支援として、21年度における新事業と、それから20年度中に対応を検討しなさいというもので、幼稚園についても兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減の一層の拡大の検討を21年度までに行いなさいと文部科学省が保育料の軽減をうたっています。

そして20年度末までに対応をしなさいとこう言っている保育料の軽減は、保育料ですから厚生労働省ですが、保育所における兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大をしなさいとこういうふうで、国を挙げて兄弟姉妹のいる家庭への支援について保育料の軽減・減免、こういうものを打ち出してきております。それで各市もやはりこのように、碧南市がきょう条例提案をされるように、いろんなところでも既に行われておりますよね。幼稚園でしたら西尾とか刈谷、豊田、こういったところがやられておりますので、刈谷市が295人で約300人を予定して3,000万円の予算を組まれたそうであります。

これは19年度でありますけれども、そうしますと知立市の試算の方が碧南市や刈谷市よりもうんと人数が少ないのに、少ないというか人口的にも少ないにもかかわらず試算の方がすごく多い。保育園、幼稚園合わせて今回の試算をしていただい

たので263名ですか、そして5,500万円からの費用がかかるのでとこういうふうに言われております。

しかし、私は今回の議会の中で市長が私の質問ではありましたが、前向きに努力をされていて、極力実現できるよう、実施できるように努力をしますとこのように答弁なさっていらっしゃるわけです。ですから今も申し上げたように、国を挙げてこのことについて力を入れなさいとこのように言ってるわけですから、もっとしっかりと計算をした上で、市長にこれだけかかりますからやってくださいと、厚生省も文部省もこのように言っていますと、だから近いうちにはきちんとやらなければいけないんだということを市長にも各担当の方から提言をしていただいて、ぜひ私はこれは実施すべきものだこのように思うんですが、担当としてはどうですか。

○子ども課長

本会議の方でも、市長の方は前向きに実施という答弁の方をされておりますので、私の方につきましてはまた今後今から事務的にもう少し精査もして、どれだけの金額ということはもう少し明確にしながら進めていきたいというふうに思っております。

○高笠原委員

ぜひ明確な計算を出して、市長に提言をしていただきたいと思います。

そこで市長、朝早くから申しわけございませんが、この件につきまして今担当の方がこのように市長の方に申し出をするそうでありますのでいかがでしょうか、今のこの問題につきましては、お答えをいただきたいと思います。

○本多市長

第3子減免につきましては、今質問者がおっしゃいますように、子ども医療費なんかと同じで、国や県も、特に国は言葉を早く打ち出していただけるんですけども、その実施がどうしてもおこなわれてくるというようなことで、県も子ども医療費なんかはそうでありますけども、地方がこういう形になってくると一つずつ挙げてくるという、後を追ってくるような形が今現状起っているわけ

でありまして、この第3子減免につきましても今課長が答弁をさせていただきましたが、確かに幼稚園就園奨励費との関係もあると思います。これは多分この5,500万円の中に入っていないとか、引いてないというそういう多分計算だろうと思いますけれども、そういうものをきちっと整理をさせていただいて、碧南のことも存じ上げておりますし、隣接の各市の状況も私自身も調べておりますので、そういう中でなるべく早く進めていきたいな、やっていきたいなという気持ちはいまだに持っておりますので、もう少し作業的にしっかりと裏づけが大事でありますのでつめていきたいということと、県や国に対しても引き続きもう少し強く要請をしていって、こういうことの対応を早めてもらいたい、こんなこともお願いをする、実はきのうもそういう会議がありまして、午前中に、休みでしたがそういう会議がありまして申し上げさせていただいたわけでありまして、なるべく早く実施できるようにしたいと思います。

○高笠原委員

大変前向きなお答えをいただいたわけで、それだけ市民の皆さんが子育てが経済的に大変だからという、そういうものが今どんどん広がっているというこういう状況だと思うので、1日も早くこれは実施していただきたいと思うわけです。

それで碧南市がこの間からいろいろと論議されている中で、今回の9月議会で条例提案ということですが、これをやっていただけるというふうに考えて条例提案をすれば、最終どのぐらいに条例提案をしていかなければいけないのでしょうか。多分私は市長も碧南に見習って4月からというふうにお考えだろうと思うんですが、その点もあわせてもう一度お聞きしながら、何月の条例提案でできるのでしょうか。

○本多市長

4月実施でいくならば、やはり12月に提案をしていかなければならぬというふうに思っておりますけれども、時間的にはあるかと思っておりますので、なるべくその辺は作業的に詰めていきたいというふうに思います。

○高笠原委員

申しわけございませんが、担当の方は綿密な計算をすぐ市長に挙げていただいて、12月条例提案で4月実施とこういう形でぜひお願いをしたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。来年4月から実施とこういうふうに受けとめさせていただきますのでよろしく願いをいたします。

それと今回の広報の中で私立幼稚園の園児の募集とあわせて、就園奨励費の補助金というこういうものも掲載されておまして、所得のランクごとに金額も出ております。それでその中で基準の限度額を超えている世帯については、児童1人当たり5,000円、年額補助しますとこういうことなんですけど、この金額がずっと長いこと続いておりますね。一時、もう数年前でしたけれども、この5,000円が削られて大騒ぎになったとこういう記憶がありますが、この値上げについては考えていただけないでしょうか、お答えをお願いします。

○子ども課長

きょうのこの時点で考えてどうかという御質問ですが、今現行5,000円ということになっております。ただこの5,000円をじゃあどれだけということにもいろいろあるかと思っておりますけど、今の時点では何ともちょっと具体的なことは申し上げられないという状況であります。

○高笠原委員

所得が少し多い人になってくるわけですが、ぜひこれも検討をしていただければとこういうふうにお願いをいたします。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第63号について、挙手により採決します。

議案第63号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第63号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号 知立市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の件を議題といたします

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

64号をちょっとお聞きしたいと思います。地縁団体ということで、この法律の趣旨をまず聞かせていただきたいと思います。

○市民課長

この認可地縁団体でございますけれども、その趣旨でよろしいですか。これは地縁団体、いわゆる自治会とか町内会が財産を保有している場合、その代表者、当然法人格が取れなかったものですから、平成3年に地方自治法の一部改正がございまして、これも認可地縁団体となれば法人格が取れまして、印鑑の登録ができることのような趣旨でできたものかと思います。ただこの地縁団体につきましては、知立市で言いますと市民協働課の方が窓口なものですから、私ども市民課の方はそれに対してその印鑑の登録条例というのを管理しておりますので、私が今言えるのは以上でございます。

○高笠原委員

市民協働課ともかかわってくるということでありますが、このメリットというのはありますか。これは今もおっしゃったように自治会とか町内会のことだとおっしゃいましたけれど、登録するかどうかは任意であるわけでして、何かメリットというものは御存じでしょうか。

○市民課長

このメリットと言いますと、自治会が認可地縁団体になることによりまして、当然認可地縁団体になりますと法人格が取れるものですから、自治

会の名義で資産の登記ができると。これが一番大きなメリットといいますか、これが入り口なものですから、メリットとしては以上だと思います。

○高笠原委員

今回のこの印鑑登録に関して、登録の資格として、登録するときに印形のほかにここに載っております1から9までと、それから証明書を受けるときは1から5まで、ここに書いてありますけれども、それが必要だとそういうふうここに書いてありますね。それでそのところに、現行では事務所の所在地なんです、改正の方では主たる事務所の所在地ということで、主たるというものが入ってるんですが、この変更はどういうことを言うのか聞かせてください。

○市民課長

これは地方自治法の一部改正で、今まではこの事務所の所在地とされていたものが、今回その頭に主たるがつきまして、主たる事務所の所在地というふうに変わっているわけですが、これはやはり地縁団体におきましても事務所というのは恐らく一つじゃなくて、例えば二つあったりすると、どこを登録の場所にするかということで主たる事務所の所在地というのがついたと思うんですが、以上でございます。

○高笠原委員

町内会とか自治会とかそういうところの事務所といいますか、そういうものが複数ある場合、その場合の主なところ、その中の一番よく使うところなんでしょうか、そういうところを事務所の所在地としなさいとこういうことなんでしょうか。それでよろしいですか。

○市民課長

私はそのように理解をしております。以上でございます。

○高笠原委員

これは私なんです、たとえばすけれども、五、六人の友人で会をつくって、会の名前をつけて、代表をだれだれとこういうようなもので銀行の方とか郵便局、郵便局も民営化されましたけれども、そういうところに登録をしてあったんですが、通

帳にお金も幾らか入ってたんですけども、それもいわゆるきちんとした設立時期だとか、それから事務所はどこかとか、それから財産はどうとかこうとかというものをきちんと登録をしなければ認定は団体としては認めれませんとそういうようなことを言われたことがあります、とてもその手続と申しますか、事務所の所在地だとかそういうようなものは友人だけでやったりするには住所はないわけですので、代表者の方の住所だけしか利用できないわけですので、それである銀行に相談いたしましたら、代表者がかわったときだけはきちんとやってくだされればいいし、財産を分けたりとかそういうことでいざごはありませんねということを聞かれました、それである銀行で貯金ができるようになったわけですけども、これも認可地縁団体の印鑑条例みたいなものと同じ扱いではないかなとこんなふうに思うんですが、それは違うんでしょうか、わかりませんか。

○市民課長

もともと、先ほど申しましたけども、地縁団体を認可するところがあるところがあるんですけども、そこまでするのには地縁団体が認可地縁団体になるのかというのはちょっと私も具体的にはわかりませんが、いろんな出すときにも添付書類があると思うんですけど、今そこまでは私の方ではわかりません。以上でございます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第64号について、挙手により採決します。

議案第64号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第64号 知立市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第69号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

21ページの公金集金業務委託料の件についてお聞かせをいただきたいと思っております。

これは、リリオを7月から指定金に委託するために当初予算で62万4,000円を計上したのではありませんか、違いますでしょうか。

○市民課長

質問者がおっしゃるとおりなんですが、リリオ出張所は今まで市民課の職員が毎日集金に行っていたわけなんです。なかなか毎日職員が抜けるといことは大変なことなものですから、昨年からいろんなところへ何とか集金をしていただけないかというお願いをしたところ、今回お願いできたのは碧海信用金庫知立支店、こちらの方が集金をいたしましよということをお願いして、ただし手数料はありますということだったものですから、当初予算の方で62万4,000円計上させていただきます、7月1日からお願いする事業なものですから、今年5月に入りまして細かいいろんな打ち合わせに入っていたんですが、その中で支店長の方から手数料については、業務については間違いなくやるけども、手数料はもう無料で結構ですということを言われまして、62万4,000円、丸々皆減ということで今回補正をさせていただきます。以上でございます。

○高笠原委員

いい話と申しますか、本来なら手数料を払わなければいけないということで計上したものがいらぬと言われ、何かその経過があるんですか、碧海さんの方との何か特別な経過があつて手数料をいらぬよといつてあれして下さったんですか。

○市民課長

この手数料を無料にさせていただいた経過というのは、特に詳しくは聞いてはおりませんが、たまたまこの碧海信用金庫知立支店さんがこの7月から指定金になるということと、安城の方でも出張所の収納業務を碧海信用金庫がやってみるんですが、そちらの方が無料だということで、知立市だけ手数料を取るということはいかがなものかということが向こうの方で議論になって無料にさせていただいたというふうに聞いております。以上でございます。

○高笠原委員

そういうことでとてもよかったと思います、たしかリリオ出張所は12年の3月にオープンしたのではないかなと思うんですが、約8年経過をしておりますが、年間の稼働日といえますか、稼働日数といえますか、そんなと私は市税とか印鑑証明とかごみ袋の販売などをやっていただいていると思いますけれども、開園時間というか稼働時間といえますか、日数とかそれから何時から何時までとか、どのくらいの収納があったのかちょっと聞かせていただければ幸いですお願いします。

○市民課長

リリオ出張所につきましては、19年度で公金等の収納が約2億1,200万円ございました。あと来庁者の数ですが、1万4,817人おみえになっております。開所日数が308日でございます。あと業務時間が平日ですと9時から午後8時まで、日曜日、土曜日、休日につきましては午前9時から午後5時まで、休所日が毎週木曜日、あと12月29日から1月4日までとこのようになっております。以上でございます。

○高笠原委員

昨年度よりもっと稼働日数もふえていますし、土日、そして夜も8時までやっていただいているということで2億1,200万円もの収納といえますか、市税とかそういうものを納めていただいたという、こういうすごい働きをしてくださっているところで、この手数料が今度指定金に仕事をやっていただくに当たって手数料がいらぬというこ

とになって大変よかったなと思って、今後も多くの皆さんが利用できるといいなとこんなふうに思っております。

それで次に入ってよろしいですかね。同じ21ページで八橋保育園の園舎の借上料35万円ということでもありますけれども、聞くところによりますと、来迎寺保育園が新しいということで入園を希望される人が大変多くなってきたと。それとあわせて来迎寺地区のミニ開発などもあったり、それから女性が社会に出ていって働く女性が多くなって、保育園を利用する方が多くなってきたと、特に0、1歳、こういう年齢層が大変多くなってきたということをお聞きしております。それで今年度といいますか、入所を希望されても来迎寺の方には入れなかったのが八橋の方にかわってもらったといえますか、あちらの方に通ってもらえないかなとこういうことで回ってもらったということでもありますけれども、これは全体的に多いわけですが、どのくらいの人が八橋の保育園の方に回ってもらったんでしょうか、この入園申込のときに、来迎寺に入れなくて八橋の方に回っていただいたのか。それから八橋の方は回ってもらって、そしてなおかつ希望者の方が全員入れたのかどうか、そのところを聞かせてください。

○子ども課長

まず高笠原委員の言われました、今回、八橋保育園の借り上げの件ですが、委員の今言われました来迎寺の関係、それ等もあるわけですが、それ以外にも部長が本会議でも申しましたように、今、八橋保育園のみが0、1、2を一つの部屋にしております、その部屋は少し広い状況でありますけれども、0、1、2の一つの部屋に2歳を一つ新たに部屋を設ける、それから今現在4歳児が2クラスあるんですが、現行5歳児1クラスということで来年は2クラス必要にもなってくるということでも、何とか新橋保育園と同様のリースをしていきたいということでございます。

それで今、委員おっしゃいました来迎寺から八橋の方に移った方が何人かということですが、確かな人数としてはちょっとはつきりはわかりませ

さんが、数名だったかと思います。そんなにたくさんの方が移ったということはありません。

それから八橋から他の方ということ、その時点ではなかったかというふうに思っています。

○高笠原委員

わかるんですが、八橋の方は希望された方が全員入れたのでしょうか。八橋のところに入れなかったということがあるんですか、そのところを聞かせてください。

○子ども課長

八橋を第一希望という状況で希望された方がすべて入所できたということのお尋ねかと思うんですが、全員というふうに私は認識しておるんですが、いろんな担当の方がお母さんとのやりとりの中でそれは納得していただいてかわった方があったとしても、本当の数名だというふうに思います。ちょっと人数的には私、今現在は把握はしておりません、人数としては。

○高笠原委員

来迎寺の方がいっぱい、八橋の方に行ってくださいという人も数名ということ、5人以下ということですか。それとも2けたになるんですか、1けたで5人以下ですか。

それでそうやって来迎寺に入りたかった人が八橋の方にも回されてきて、八橋の方は今全員入れたと思う。もしかしたら数名入れなかったかもしれないということですね。そういうお答えですの、そうしたら来迎寺の方から回した方のために八橋の方でも入れなかった人が出てきたということになるではありませんか、違うんですか。

○子ども課長

今おっしゃった来迎寺がいっぱいだから八橋へという方が、確かに移っていただいた方が、先ほど言いましたように本当に数名の方がみえたわけですが、それによって追い出されたというか、第一希望で八橋に影響があったということは、大原則そのあくまで地域の住所地のところを大優先で行いましたので、八橋に本当に近くにお住まいの方が他のところに移ったということはございません。

○高笠原委員

この35万円については、3月の1月分というふうで今年度4月からやるためのそれはわかっておりますけれども、それでこういうふうで八橋の方は0、1を一つの部屋でやってたとか、それから2歳は一つをあれすとかということのはわかりませんが、今後八橋の方面で子どもたちがふえるというのかな、例えば開発があるだとか、それからちょうど年齢の低い保育園、幼稚園に入るぐらいの年齢の子が多くなってきているのか、そのところは御存じないのでしょうか。

○子ども課長

来月以降、入所の受け付けをやるわけですが、当然ながら来迎寺の地区の中には中央とかこちらの方に移ってもらってもいいような距離のところの方もみえましたので、今後、来年の入所のときには八橋、来迎寺のその住所地をよく当然吟味して入所の方の受け付けをやっていききたいというふうに思ってます。

○高笠原委員

これは八橋保育園のことでありますが、八橋の地区でいろんなところがあると思うんですね、旧村のところもあるし、開発されて住宅がいっぱいできてきたところもあると思うんですが、そういうところの子どものいわゆるこの地域がふえてくるのではないだろうか、それならばこちらの方では部屋をもっとつくらなければいけないとか、こういうことが調査されなければいけないとは思いますが、それで現在調査はやられて、いろいろとやったださっているわけですが、私は今回のこの件に関して、ただ1カ月のリース料だということふうには思っても、これを5年間リースですよ。来年度、今度5年間分ですか、リース料を出すわけですね。それで簡単に計算すれば、1カ月が35万円ということですので1年間で420万円かかって、5年で2,100万円かかるわけですね。今回の1カ月分の35万円足しても八橋保育園のこの教室をふやすため、今の手狭なところをちょっと解消するためにやるだけで2,135万円ですよ。

それで新林も今お話がありましたけれども、新林のときもこのリースで借上げをとすることで2,457万円、当初予算に乗っているかと思いますが、こういうふうになりますと5年間といえども大変リース料が高いなとこんなふう思うんですね。それで今整備計画を進めてくださってはいるけれども、これは本当にリースが安く上がるのか、こんなことをしてあそこにもここにもというこういう保育園が出てきたときに、このリース、リースでこうやってやっていったらかなりのお金がかかってしまうというふうに思います。それでひょっとしたら建てた方が安いのではないかななどのようなことも思うわけですけど、そういうところの検討はなされたのでしょうか。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩といたします。

午前11時02分休憩

午前11時11分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

委員の御質問は検討したかという御質問だったかと思います。私の方も検討を十分させていただいたんですが、最終的には恒久的な建物ではなくて、新林に整備させていただいたリースでということで、また現在ある新林保育園の園舎についても大変評判がいいということをご皆さんから聞いております。そういった中で今後の児童数が今現在、知立としても若干伸びてる現状はありますけども、そういった今後の入所希望の動向も考えた中で来迎寺・八橋地区の開発等もちょっと考えまして、緊急避難的には確かに金額的には恒久的な、どうせつくるということになると鉄筋ということになるかと思いますが、試算してみると3,700万円ぐらい、小規模の割高にもなりますので、先ほど言われました2,100万ということから考えても今回リースの園舎ということで決定させていただいたということでございます。

○高笠原委員

ちょっと聞こえなかったんですが、3,700万円とおっしゃいましたか、鉄筋で建てると、そういうことですか。

でも一つのところで、新林でも約2,500万円から、リース料。それから八橋の方もリース料が2,100万円を超えているわけですし、何か本当にリースよりも建てた方が、あと1,000万円ぐらいで建つようなそんな感じがするわけですが、それでこの整備計画はいつぐらいに出るのでしょうか。

○子ども課長

今現在、整備計画、保育審議会の委員さんの方にお諮りをいただいております、既に3回の審議を終えております。予定としましては、3月には公表というか報告の方をできるように今進めております。

○高笠原委員

3月に報告と、そういうことでこれを来年度からこの計画に沿って使うものなんですか。

この整備計画を利用するのは来年度からその計画に沿って事を進めていくのか、まだもっと先なんですか。

○子ども課長

今のところ事務局としては、来年度以降、先10年を今のところ考えております。

○高笠原委員

そうすると来年度からの緊急避難的なものがどうしても必要と、整備計画が出たけれどもすぐに建物ができたりしていくわけじゃないもんだから、こういうふうにはリースというふうな形になってきたのだろうとこんなふうに思いますけれども、先ほど3,700万円ぐらいとその方におっしゃられたけれども、私は二つの園で約4,600万円からこのリース料を払うことになるわけですので、整備計画を出てもすぐには間に合わないわけですので、来年度から、リースではなくて増築をしたらどうかなど。きちんとリニューアルをして、そんなふう思うわけですけど、この点はどのように考えていらっしゃいますか。

○子ども課長

先ほどリースということの説明の中で、もう一

つは恒久的な鉄筋で建ててしまうと、やはり市内の保育園の園庭自体もさほど広くないということもありますので、恒久的なものを建ててしまった後の、仮にいろんな使い方は考えられるかもしれませんが、園児入所の少なかった場合のことが生じた場合には、今のリースの園舎を取り壊し、また広い園庭が確保できるということも大きな考えの中で決めさせていただいたことがあります。

○高笠原委員

そうしますと新林も八橋も5年のリースでありますけれども、5年後については今現在その整備計画はまだ明らかにはなりませんけれども、おおむねどのように見通しを立てていらっしゃるのでしょうか。

○子ども課長

リースが終わった後の延長でいきますと、年間1年延長で72万円、3年延長で180万円、さらに5年ということは年間で252万円ほどということで、当然リースの償却が終われば定額になってくることになるわけですが、整備計画自体はこのリース、園舎の増築ということについては今のところその整備計画の中で増築ということではなくて、あくまで老朽化した園舎の建てかえ、それから全面的なリニューアルとを整備計画の中に盛り込んでいきたいというふうに思っております。緊急避難的な園舎のリースということは整備計画の中には盛り込んではいかない予定しております。

○高笠原委員

5年後については今お話があったわけですが、整備計画というものの中には増築でなくて建てかえとかリニューアルだけであって、もちろんふやして鉄筋にしていくというふうな考えはないと、そういう整備計画を立てられているということですね。それで主にこの整備計画の中身、まだ完成はしてないんですが、何と何、どういうものを重点に建てられる計画なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○子ども課長

先ほども申しましたが、老朽化になっております保育園全体の建てかえ、それから全面的なリニューアルを主に整備計画の中に盛り込んでいきたいというふうに思っております。ですので、そのリニューアルにつきましては全面リニューアルという、それは現在鉄筋でできておる園舎については古い建物、今のところ私の考え、事務所的には新林が全面的なリニューアルをしていかなければいけないのかなというふうに思っております。ですので鉄骨の園舎については年度計画の中で建てかえをしていきたい、それから鉄筋につきましては全面的なリニューアルをしていきたいというふうに整備計画の主な計画ですが、その二つが主な計画の柱になるかなというふうに思っております。

○高笠原委員

その整備計画の中には、今、八橋の方で子どもたちの人口が伸びてきているということですが、そういうものも調査をされて出てくるのでしょうか。

○子ども課長

整備計画のことでしょうか。整備計画についても、今のところ当然今後の児童と、それから入所の関係も統計をとりながら整備計画を進めていかなければならないというふうに思っております。

○高笠原委員

整備計画ですから、そうならないといけないなとこんなふうに思いますが、それで最初のころにちょっとお聞きいたしまして、来迎寺、それから八橋の方で入所が大変困難というお話がありましたけれども、例えばお兄ちゃんがAという保育園、弟の方がBという保育園とこういう状況というのはありませんか。

○子ども課長

そういうイレギュラーな入所はしていないと思います。私どももそれはすべきではないというふうに思っています。

○高笠原委員

ぜひそういうような指導をお願いをしたいなと思います。

それで質疑の中でもありましたけれども、受け

入れ困難の理由で乳児の途中入所が大変多いんだというこういうお話をお聞きいたしました。それで保育士がいないとこういうことで、大変募集しても来ないとこういうことで苦労してるというようなお話だったかと思いますが、それで中島議員が年度の途中で募集なんかしてももう来ないわよと、それで年度初めからきちんと年度途中の入所も見込んで、年度当初からきちんと募集をなさないと、来年度4月からきちんと働いていただけるようになさいとこういうふうにお話をいたしました。それで必要な人員もきちんと人事の方に申し出るようにということやっていくというふうに答えられたかなと思うんですけども、その点についてはきちんともう何人、質疑の中では5名中2名欠員があるので、5名は募集するけれども2名は欠員の方に回って行って、3名については0、1、こういうふうで0、1は二人体制だからというそういうお話でしたけれども、きちんと人事の方に申し出ていかれるということは確約をお願いできますか。

○子ども課長

今委員が申されましたように、今回、毎年です。欠員補充というんですか、退職の保育士を補充するというので採用の方、人事の方で調整してきたのが、今年度につきましては今委員申されましたように3名の退職補充ではない乳児対応ということで採用の方を人事として初めての試みというんですか、対応していただくように5名、来年一応採用をお願いして進めているわけですが、人事の方につきましてもまた保育士の同じような今後の3名ではなくて、ただ人事とは話はしていかなくてはいけないわけですが、ただじゃあ何人必要として採用していくかというのは大変、入所をしてみないと0、1、2の入所があくまで予定ということではいけば多ければ多いにこしたことはないんですが、入所受け付けした後に現状がわかることであって、その前にはもう採用が終了しておりますので、その辺が何人必要になってくるかというのは私どもの方と人事の方にも今後は話といいますか、それは詰めていきたいとは思っております。

ます。

○高笠原委員

今回は5名という話ではありましたが、果たして5名でいいのかわからないわけですね、正確には、今現在は5名だけでも。それで年度途中で乳児の途中入所、こういうものが多くなってきているということでもありますけれども、育休の方についてはもう何月から入れてくださいということはもうわかっているわけだから、それは途中入所とは関係ないお話ですか。育休の方は何月から入れてくださいというのはきちんとお話を受けているわけですよ。その点はどうなんですか。

○子ども課長

保育士の育休の対応につきましては、任期付が当然入るわけなんです、その年度の途中ということになった場合は、任期付の採用というのは難しく、その年度いっぱいについてはパートで対応せざるを得ないかなというふうに思います。

○高笠原委員

保育士についてはそうでしょうけれども、入所を希望される子どもさん、育休が終わって今度入るそういう途中入所の人は既にわかっているんですよ、受け付けていらっしゃるというか。だからそういう途中での入所のことはわかっているわけだから、計画がきちんと立てられるのではないかなと思うんです。そこは違うんですか。

○子ども課長

委員申されたとおりでございます。

○高笠原委員

子どもさんの方については、そうやって計画的にある部分もありますが、それ以外での乳児の途中入所というものはどういう方が主にあるのか、わかりましたら教えてください。

○子ども課長

当然保育に欠けるということで今の女性の社会進出といいますか、お務め、仕事に出られるということのお母さんからの入所、保護者さんからの入所申し込みがほとんどかというふうに思います。

○高笠原委員

働きたいということで途中から入れてほしいと、こういう方は平均してどのぐらいいらっしゃるんですか。

○子ども課長

平均何名ということはちょっと私、今の時点では何名というのは承知しておりません。ただ多くなってきたことだけは、たくさんになってきたということは承知しておりますが、何人ということまではちょっと把握しておりません。

○高笠原委員

そうしますと育児で途中入所をされる子どもさんの数は把握はできるけれども、働くために保育園に子どもさんを預けたいという人数で途中で入所したいと言われる方については、年々ふえてるけれども、数字としてはつかんでないと。

そうすると今回、来年度は5名、保育士を採用をするということで、そのうちの2名は欠員に充てるとこういうことでありますけれども、残りの3名が乳児の0、1のところやっていくということではありますが、そうすると何かまた同じような状況になるような気がするんですね。さっき言われましたけれど、何名を採用すればいいのか、そのところの数字は出てこないと言われましたけれども、ここのところ年度を追うごとに途中入所の人が多くなってきたということであるならば、数字は大体つかんでいけるのではないかなと思うんですね。そしてその中で乳児の人がすごく多いのであればどのぐらいと、保育士の数が私は出てくるような気がするんですがね。

それで今回のこの5名でありますけれども、欠員の2名を抜けて、3名でこれからの途中入所の対応が十分できるとこういうふうに考えていらっしゃるのかどうか聞かせてください。

○子ども課長

十分にということは断言はできませんが、私もあらゆる手を尽くしてホームページ、それから広報、それからハローワーク等も話をさせていただいて、このハローワークの登録が功を奏したといたしますか、最近そのハローワークからの紹介で、10月からまた少し柔軟といたしますか、対応でき

るようにもなりました。その辺につきましては私どもは最善の努力をして、少しでもいい保育士確保には、パートと言えども保育資格を持った方がありますので、貴重な戦力というふうに考えておりますので、その辺支障のないようには最善を尽くしていきたいというふうに思っております。

○高笠原委員

この5名の方は正規ではなくてパート、臨時、こういう方なんですか。

○子ども課長

今、5名と高笠原委員言われましたが、5名は来年度採用の正規の職員でございます。

○高笠原委員

正規の方と。それでまた途中入所がふえてくればパートの人を雇っていくと、こういう形なんでしょうか。今やってらっしゃると同じような形をまたとっていくということなんでしょうか。

○子ども課長

今後につきましても、今年度、人事の方にお願いました欠員補充以外に乳児対応の正規職員を3名確保していただくという話にも、今先ほど言いました5名のうちの3名は乳児対応で正規職員を来年度対応します。今後につきましては、何名の正規ということを人事当局ともよく話をして、その辺は強く人事の方とは要望していきたいというふうに思っています。

○高笠原委員

パートというそういう不安定な雇用ということ集ってこないというふうには私は思いますので、途中で入所者がふえてきて保育士が不足するという事態が起きても、パートじゃなくて正規対応でできるように、ぜひこれは人事と相談してやっていただきたいというふうに思いますのでお願いをしておきます。

それで一般管理備品購入費については100万円ですが、これは新しく4月1日からスタートするための備品でしょうか。

○子ども課長

今回のリースの園舎に設置する備品でございます。

○高笠原委員

わかりました。それで障害者福祉費のところでも少しお聞きしたいと思うんですが、今回、短期入所利用の支援事業の補助金とケアホームのところの事業補助金というのがありますが、現在の状況はどうなっているのか少しお聞かせをいただきたいと思います。

○福祉課長

短期入所に関しましては、いずれにしても知立市には重症の障害者、いわゆる知的障害者プラス肢体不自由者、重複した障害がある方というような施設はございません。そういった中で隣接の施設へお願いしておるということでございます。もちろんショート・短期ですので、いわゆる冠婚葬祭、病気等でどうしても預けたいといった場合にお願いしております。

今回の補正につきましては、ケアホームにしる短期入所についても生活支援者がプラス必要になってくると重いですから、今の報酬単価ではなかなか厳しい点がございますので、こういったケアホームにつきましては県の方から両方とも入ってくるんですけど、中には臨時特例交付金、これはケアホームの方です、これで支出していくと。これが補助金ということで県からいただいているわけです。これも平成19年7月1日からあったわけですけど、これに4月からケアホームの加算が加えられたということでございます。

○高笠原委員

この障害者の人たちに対するいろいろな問題、前も施設に対していろいろと改正がされてきて、やっとこれも90%保障というものが認められるようになってきたわけですけども、知立市の場合はけやき作業所、こういうところがあります。それでそこで一生懸命に働いてくださっている人たちがいらっしゃるわけですけども、いわゆるまだまだそういう県とか市とか国、こういったところの施設に対するサービスというんですか、そういうところの手厚いものが必要だろうというふうに思っております。

それでけやき作業所については一昨年ですか、

すごい月払い方式から日払い方式になったために大変な苦勞をされて、それで一泊旅行とかそういうものも行けなくなっておりましたけれども、昨年はやっと思えるようになったと、この90%を保障をするというふうな改正があつて昨年は一泊旅行に行けるようになったと喜んでいらっしゃるわけですね。それでいろんなものも増収になってきて喜んでいらっしゃるわけですけども、それでもまだいろいろと改正といいますが、手厚いものを行っていかねばいけないとこんなふうに思うわけです。それで施設の利用料が個人負担でいわゆる応能負担でないという、応益負担になっているというところが、そこところがさらなる軽減というんですか、そういうものが行われていかないといいなというふうに思うんですが、昨年これが7月から措置がとられて少しはよくなってきております。しかし、こういうところに働いていらっしゃる方々が、いわゆる働く目的というかそういうものをしっかりと持っていたきたいなというふうに思うわけですが、ところが就労を目的として事業をやっているわけですけども、それでも働いているにもかかわらず利用料を負担しなければならないという、こういうところには納得がいかないんだろうとこんなふうに思うわけです。

そしてやはりこういう障害者の施設、こういったところにはいろんな仕事が少ないと、こういうことも一つの点だと思ふんですね。それで障害を持つこういう方々が働くことによって喜びを感じて収益を上げていくということが最大だと思ふわけですけども、自立を進める上でいろいろと新規事業もふやしていかなければいけないのではないかとこんなふうに思うんですが、この新規事業をふやしたりいろいろとコンサルをやってくださるというふうな人が、県の委嘱を受けた人がいらっしゃるということですが、知立市としてはこのことを御存じでしょうか。

○福祉課長

そういったコンサルの方ということでございますけれども、私の方はそのコンサルといろいろお伺

いしたりしたことはございませんので、今のところ承知しておりません。

○高笠原委員

聞くところによりますと、県から委嘱された人が経営をコンサルタントしてくださるんだそうです。それでけやきなんかもこういうものを受けて、事業の幅を広げていってはどうかとかこういうふうに思いますがいかがでしょうか。今御存じないとおっしゃったけれども、あると思いますので、そのところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○福祉課長

事業の幅を広げていくということでございますけれど、作業所としてのいわゆる工賃倍増・増額という目標もございますし、それからけやきさん自体の経営運営、いわゆる現在の旧法の単価ではなかなかいろんな面で90%ということで非常に苦しい面があります。しかしながら、そういった人のいろんなアドバイスをいただきながら、うまく運営していければいいじゃないかなとは私は思っております。

今、けやきさんの方の運営についても何とか90%という臨時特例交付金、円滑事業でございませぬ、これは国の方が示しておりますんですけど、これが21年3月でもって終わってしまいますもんですから、その後どうするかと言いますと、報酬単価を国が上げてくるんじゃないかというふうに期待はしております。そこでまた運営が何とかいけるんじゃないかなという期待はしております。今のところそういった感じで私は思っております。以上です。

○高笠原委員

第2けやきもできるということで皆さんから期待をされているわけで、私たち議会の方でもその問題についていろいろと協議をし、よりよいものにしていきたいとそういうふうに皆さんが思っているんじゃないかなと思うんです。それでパンを製造して販売したり、それから喫茶店をとというそういうお話もずっとありましたけれども、やはり喫茶店も結構ですしパンを売ることもいいわけですけ

れども、今言ったようにそういう経営コンサルタントという方に、県がこの障害者の方たちの就労を支援するという立場で、委嘱をされた人が県内にたくさんいらっしゃるというこういうことですので、ぜひそこを調べていただいて、そしてけやきさんともいろいろと相談をしながら、もっとほかの事業で収益が得られて、皆さんが楽ができるというふうになればとこんなふうに思いますので、ぜひパンとか喫茶店とかそういうものだけではなく、ほかのところでも収益が得られるようなそういうものもぜひ研究をしていただきたいと思いますし、それから先ほど言われました経過措置が20年度で終了していくわけですので、ぜひこれも応能負担にするということが一番大切なことですので、質疑の中でも市長は西三河の市長会などでいろいろと話をしていきたいというふうでありましたが、ぜひこれも国に言っていきたい、国の方がきちんといろいろと決めてくることですので、ぜひこの点についてもやっていただきたいなとそういうふうに思います。

それで今度、障害者の福祉計画、そういうようなものときちんと連動したような障害者の皆さんがしあわせにつながるような、まちづくりだとかそういうものを含めた障害者福祉計画、そういうものにぜひ連動していただきたいというふうに思いますが、その点をお聞きしたいと思います。

○福祉課長

障害福祉計画、また障害者計画もございませぬ。現在の障害者の関係についても就労支援、そしてあとそれはハローワークと連携をとりながら就労に対して、けやきさんも今これから就労継続A型のいわゆる施設を計画しておりますので、これが将来雇用されていくように何とか頑張っていくと、これは障害者福祉計画の中にも入っております。

それから今現在、その福祉計画もちょうど中間点に入りますので見直し等もございませぬ。それをいろいろ皆さんの意見も聞きながら、今ある障害者に関する就労支援並びに小売の場もありますし、いろんな施策がございませぬので、それに準じて今

後頑張っていきたいというふうに思っております。

○高笠原委員

ぜひお願いをしたいと思います。

それで私ども日本共産党は、埼玉県の手取市だと思いましたが、そこに視察に行きましたときに、ジョブコーチをきちんとした方を立てて、そして就労をする方を、その就労をする施設もきちんと見に行き、また仕事も教えて、そして社会に出すというか、工場とかそういうところで働くのであれば働きに出すという、そういうジョブコーチをぜひということをお願いしてきました。それで埼玉県手取市では、お寺のお坊さんだったかそういう方がやっていた指導して下さってありましたけれども、知立市としてはそういう人を、そう重い方ではないと思いますよね。ほかに働きにいけるという、そういう方が市内にもたくさんいらっしゃると思いますが、そういうことは一切考えていらっしゃるのかどうかお願いします。

○福祉課長

ジョブコーチでございますけれど、この近隣でいきますと高浜市がございます。これはチャレンジサポートの1カ所ございますけど、その中にジョブコーチの養成を受けながら、指導者が養成を受けながら兼務でやっていると、こういった事業もやっております。これはやはり国の補助金はつかないです。専門でない、専任でないとききません。そういった中で今後、市で置いているところもございませんもんですから、そういった事業所が今後そういったジョブコーチを輩出していくという形でもって知立市としてのいろいろ支援できるものは支援していきたいというふうには思っておりますけれど、いかんせんお金がいるということでございますもんですから、けやきさんの方が何とか就労継続A型の事業をやっていく中でジョブコーチを輩出していただければ私の方もいろいろいいんじゃないかなとは思っておりますけど、いかんせん運営がなかなか人件費いりますもんですから、今後いろいろけやきさんと相談しながら、こういった形でいくかは今後検討していきたいと

いうふうに思っております。

○高笠原委員

私もちょっと勘違いをしているかもしれませんが、そのところでは日常の悩み事から全部お聞きするような本当に一対一で胸を開いて相談にのって、そして仕事を紹介したりとそういうふうにしていらっしやいました。それでそのジョブコーチについては、けやきさんの方がとおっしゃれば協力していきたいということではありますが、市としてはそういうものを持つということはお考えはないわけですか。

○福祉課長

市としては今のところそういったジョブコーチを置くという考えは各市やっておりません、近隣では、安城市にしても。ただ相談支援もございませぬ。今私の方でやっております相談支援は、待っているんじゃなくて訪問します。訪問した中でいろんな悩み事、それから生活相談、仕事のことも含めて相談を受けながら、そういった就労の方があれば就労についてはハローワーク、それと職業センター、これはジョブコーチやいろんな相談もしていただけますし、そういった中の機関として連携をとりながら対応をしていきたいというふうで、今のところ市の方ではそういった事業しか考えておりません。

○久田委員

1点だけお聞きしたいんですけど、今のケアホームの関係ですけど、21年までに第2けやきが完成するというので、そこにケアホームをつくるということなんですけど、この前の一般質問でもそうだったんですけど、身体障害者、精神障害者、それから知的障害者、このお母さん方が集って会合ができるようなスペースというのはありますでしょうか。

○福祉課長

今度の計画の中では、まず今年度、第2けやき作業所と第1ケアホームというふうで計画しております、これは建設の方ですね。その後、第2ケアホームということで、直接この施設を利用できるような形で考えておりますので、それからあと

ほか日中一時だとかいったような施設も考えております。

今質問されました親が交流できる場所はその中にはございません。別でまた考えております。これは交流の場と、3障害以外の方もございますけれど、そういった方々が親、また対象者も含めてそういったところを利用していただくというのをまた別で考えております。これにつきましては、いわゆるシルバーの方と併設で交流の場を一角設けていきたいというのを今進めております。以上です。

○久田委員

それは新築でつくるのか、福祉の里の中に一室つくるのか、そこら辺をちょっと聞きたいんですけど。

○福祉課長

福祉の里の中ではなくて、福祉の里の土地の一角に新設でいわゆるシルバーの方の生きがいセンターと、それから福祉部門の交流の場を併設で、いわゆる駐車場の一角をどこか、具体的に言いますと福祉の里の北側、駐車場の一角をお願いしていきたいというふうで考えております。

○久田委員

これの完成はいつごろになりますでしょうか。

○福祉課長

今の段階では長寿介護課の方で一括して設計を行っております。一応来年度建設ということで、その次の年度、4月1日からオープンじゃないかなというふうに私は思っておりますけれど、これも長寿介護課との含めた関係がございますので、また詳しい内容についてはお互いにわかった時点で説明できますけど、今のところはまだ設計の段階ですもんですから、詳しい内容は御説明できませんので申しわけございません。

○久田委員

そういうことで設計に入ったということは、ここ数年のうちにそういう施設ができるよという考え方でいいわけですよ。そういうことでよろしく願いいたします。

○佐藤委員長

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○石川委員

それでは補正の中で一つお聞きしたいと思います。

23ページ、成人健康診査入力委託料というのが出てますね。まずこれからちょっと説明いただけますか。

○健康増進課長

この補正につきましては、当初の見込んでおりました単価契約より増額したということなんですけども、なぜかと言いますと、20年度にシステムを変更しました。今まで保健管理システムということで成人保健、母子保健をやっておりましたが、今までのシステムではなかなか容量が足りなくなってきたというところで、バージョンアップする必要があったところで、それに20年度から特定健診等が入るところで、この際、システム全体を新しく変えようというところでシステムを変更しました。それに伴って入力事業も同じように行ってきたわけですけども、システムを変えたことによって入力する内容や時間が大分以前とははるかに時間的にも大きく余分にかかってくるというところで、業者の方からもこれではちょっと契約した単価ではやれないという状況でこういうふう増額をさせていただきました。以上です。

○石川委員

わかりました。

それで成人健診ですか、要するに成人病検査と言ってますよね、一般的に。それについてお尋ねしたいんですが、システムにいろいろデータ等を入れると思うんですけども、毎年受診していきますと、個人的なデータも入ってるんですよ、その中に。それで保健センターで受ける人、あるいは開業医の方のところ受ける人というふうで、

それでデータが集約されているわけですね。それでその部分とそのほかのものも入れたシステムだろうと思うんですけども、成人病健診につきましては20年度から確かに特定健診という中でちょっと制度が変わりましたよね。この辺のところをちょっと説明していただけますか、その制度が変わったということ。

○健康増進課長

19年度までは老人保健法に基づく基本健診という名のもとに、40歳以上すべての方について対象になって健診事業を行ってきっておたわけですけども、20年度から老人保健法自体がなくなりまして、高齢者の医療の確保に関する法律というものになりました、それぞれ保険者ごとに今まで言う基本健診が義務づけられたというところがありまして、市で義務を負う基本健診というものがなくなりました。それぞれの保険者が特定健診という名のもとに加入されている方々の40歳以上74歳までの方について健診を義務化されてきたわけでありまして、保健センターとしましては、今まで基本健診をやってきた方々についてはなくなりました、特に市の国民健康保険加入の方について保健センターでも特定健診にかかわることに関してもやっておりますし、それに伴ってのいろいろ数値が結果的に高かった、メタボに関する症状が数値が高い方については特定保健指導ということで、これも保健センターの方でやっていくことが20年度からそういうふうになりました。以上です。

○石川委員

従来の成人健診、基本健診、それと今度定められた特定健診、それと中身はかなり違いがあるんですか、そこら辺をちょっと説明お願いします。

○健康増進課長

ほとんど変わらないわけですけども、ただ特定健診に関してはメタボリックシンドロームをなくすという特化した意味合いがありまして、それに関しての健診が主ということになりますので、全体的な内容としては変わってないんですけども、具体的な内容で変わった点につきまして、心電図、今まで全員の方に基本健診では行ってきたわけ

ですけども、特定健診に関しましては前年度健診の結果、中性脂肪とか血圧が高い方とか、そういった方々を詳細に健診が必要である方についてのみ心電図検査を行っていく、または眼底検査を行っていくと。眼底検査については以前も基本健診のときに医師が必要と判断された方のみでしたけども、そういう形に変わってきました。以上です。

○石川委員

ありがとうございました。

それで、要するに従来の形から今度、知立市が保険者になって受ける方というのは、人数的にも大分違いがあるんですが把握されてますか。今までだと、去年の19年度のを見ますと、4,700何人が合計の数で受けておられるけども、この基本健診になった場合だと随分減るんですか。恐らく減るだろうと思うんですよ、保険者、違う方があるから。今そこら辺の数字は把握されてますか。

○健康増進課長

確かに19年度までその4,700人の中に、まだその4,700人の中で国保は何人、ほかの保険者は何人というふうには出してないんですけども、18年度の段階では4,500人ぐらいでしたけども、そのうち2割が国保以外の方々でありました。この特定健診にかかわって対象者といましては、1万人に近い国民健康保険の加入の方が40歳以上74歳までの方でありまして、ですから対象者としては確かに減るわけですけども、実際行っていく人数としては65%の受診率を上げていかなければいけないわけですから、6,500人近くの人を健診をさせていかなければいけないというところでは、これからも努力していかなければいけないなというふうに思っております。以上です。

○石川委員

ということは、保険者としては対象者が随分数がふえる。そういう人たちが受診率で65%ということは約6,000人か6,500人ぐらいと対象者になってしまう。ということは、今まで受けていた人よりも随分ふえるということになるんですね。ふえるということは、今までは2割程度というのは全然保険者でない人が受けてたということですね。

市の制度としてあった従来の成人病の健診を受けていたということですね。そういうことからすると、えらく受診者がふえるのではないかと、こういうふうにも思われるのですが、これ大体費用的な面で予算書を見ると20年度は3,800万円ぐらいですかね、たしかそのような数字が出てたかなと思うんですが、これは成人病だけではないかなと、もうちょっといろんなものも入ってるかなと思いますけど、そうするとかなり前年度より余分の費用がかかるのではないかとということが想定されるわけですかね。そこら辺の費用の面はどうでしょうか。1人当たりどれぐらいの費用がかかるかということわかりますか。

○国保医療課長

特定健診のことでございますので、国保の方からお答えをさせていただきます。

この特定健診の基本項目につきましては、約7,400円というのが1人当たりの単価でございます。先ほど来65%の受診率というふうに申し上げておりますけれども、これは20年から24年までの5年後の目標受診率が65%ということでありまして、直ちに20年度に65までということではありません。

それと従来の基本健診というのは、どちらかと言いますと健診が目的のようなところもあったわけですが、今年度から保険者に義務づけられました特定健診と特定保健指導といいますのは、特定保健指導、指導があくまでも目的でございます。その指導をするための危険因子を持った人を選び出すための健診というのがこの特定健診でございます。それでこの健診につきましては、費用負担でございますけれども、どうしても受診率を上げないと保健指導が対象になる人が選定できないということでありまして、保健指導も5年後の目標率が45%で、結果的にメタボの減少率が10%と、これは国の方から参酌標準といいますか、それが決められておりますので、それを守るためにはとにかく健診の数をふやして保健指導の必要な人を選別をする必要があるということでございますので、この分については一般会計からの繰り入

れをお願いをしているというのが実態でございます。

○石川委員

従来、健診という形からこの指導の形になったというような形なんですけど、今1人当たり7,400円ぐらいだということですね、単価として。従来というのはもっと高かったんですか、健診だということになると、その費用。

○健康増進課長

従来、19年度までは集団と個別、保健センターと市内の医療機関で健診事業を行ってきました。集団につきましては4,800円程度です、1人当たり。これは眼底検査とか、心電図は入ってますけれども、それは入ってないんですけども、個別医療機関に関してはちょっと今まで1点当たり診療報酬の点数で計算しておりましたけれども、その1点当たり14円という単価でやっておりましたので、1万5,000幾らという金額でありました。それが20年度から1点10円というふうに医療機関も下げただけで安くなりました。以上です。

○石川委員

費用面では結局ふえるということですか、1人当たりに対して。集団でやれば4,800円ぐらいで1人が済んだのが、これから特定健診、今7,400円というふうに言われましたね。1人当たりの費用は余分になっちゃうとそういうことですかね、ちょっと確認したいです。

○健康増進課長

確かに集団では4,800円として20年度から7,400円というふうになるわけですが、個別と集団の今までの割合からすると、集団の方が1,700人、個別の方が3,000人ぐらいありまして、ですから3,000人が1万5,000円でしたから、全体からすると7,400円に下げたことによって下がるのではないかなと。6,500人いっぱいまでいくと今までの金額よりは高くなるとは予想できますけれども。以上です。

○石川委員

わかりました。ですから費用的には予算を見られるときにどういうふうに見られたかということ

ですけど、そう変わらないかなと。変わらないということはないかと思いますが、いろんな変動要素はいっぱいありますからね、だから多くなるかもわかりませんが。そこで今まで従来のあれですと、要するに保険者がだれであろうと知立市民であれば希望する人には成人病の健診がやってもらえたわけですね。ところが今はもうそれが法律だからやれと言ってもなかなかあれなんですけども、今は全然知立市におろうがほかのところに保険者のところに入っている人は知立市では受けられない、こういう結果が今出てますね。このことに対していかがですか、皆さんから何かちょっと御意見なんか来てませんか。

○健康増進課長

確かに今まで保健センターとか市内の医療機関で健診を受けておられた方については、お電話等で苦情はいただいております。20年度からこういうふうに制度が変わりまして、保険者ごとでそちらの方で受けていただくということになりましたというふうに御説明はしておりますけども、苦情は受けております。以上でございます。

○石川委員

私自身もそうなんです、そういうことは全然通知も何も知らなかったもんですから、当然通知も来るだろうとこういうふうに思っていましたね。それで今、国の方でもかかりつけの医者をつくれというような話もありますが、かかりつけの医者があるわけですね。そこでいつも受けておったわけですよ。私の例を出してはちょっとあれですが、石川さん、そろそろ健診をやった方がいいじゃないですかと言うもので、そうですね、まあじきですからやりましょうかねと言っていたら、通知は来てましたよねというので、あれ、そういや通知はいつも来ておってもぱっと片隅に置いてるもので、探してみるわということで探してみただけないもんだから、用紙をもらってあげればいいよなんていうことを言われるので、それでちょっと行った経緯もあるんですけどね。

その後、私のところでも、退職されてももとの健康保険組合が面倒を見てくれる会社があるんで

すよね。そうするとそちらに結局は保険者になっておるんですけども、それで自分は成人病の方も常時受けておったとなるよね。それを受けられなくなってしまうと名古屋まで行かないかとかこういう話が出てくるわけですね。これは今制度だから、そちら側でどうにもしようがないんだけど、そういう方がどれぐらいあるかなと今思ったんですけど、これからその制度は改められるか改められんかどうだかわかりませんが、これは国が定めるんでどうしようもないと言われればどうしようもないんだけど、そういう方も対象者が少なければ、市だけでもそれだけの診療料出してやりますよというぐらいのことを考えてもいいことではないか、これがもし継続されるなら。皆さん非常に不便な思いをしてくると思うんですよね。

それで先ほどのデータの中で、4,500人ぐらいのところ、2割ぐらいが保険者が別ではないかというようなデータがあるということになると、4,500人の2割というと900人もあると、単純に考えてもえらいお金になっちゃいますよね、それでしたら全部いいよなんて言ったらね。そこら辺で何かいい方法というのはないかなと思いますけど、実は私自身も困って、どこへ行ってどうやっていいのかわからない。それで私の保険者というのは何も連絡がないわけですね、そこでやりなさいという。私の入っているところは年に一度は半日ドックは補助しますという話はあるんですね。それで受ければ済んじゃうんですけどね。そういう基本的なこういうことをやりなさいというような通知も何も来てないもので、自分でまた問い合わせたことをやらないかということですね。こういうことがあるんですけど、何かそこら辺で担当者の方で何かどうだろうというような何か思いはありませんかね。どうしたらいいだろうと、そういう人を救済するのにどうしようかというようなことは何かありませんか。お考えになっておられませんか。

○健康増進課長

20年度からこういう形で国が定めてきたわけがありますけども、74歳以上の方については後期高齢というところで見られるわけですけども、どこにも

保険が属さない生保の方等につきましては保健センターの方で見えていくということになるんですけども、今のところあくまで保険者が義務化されている以上、そういう知立市内では受けられない、大変なところには医療機関でないといけないという方については状況はわかりますけども、今のところはこちらの方で受けるとは考えていません。以上です。

○石川委員

これはそういう制度ですから、そうあるんだと思いますけども、そういう係りの方たちの例えば介護士とかそういうところでもそういう協議をする場があるでしょう。そういうところでもそういう声も出るのではないかなと思いますし、だからそういう声はどんどん上の方へ国なりに届けてもらわないと、これは何とこの基本健診を定めて、要するに生活習慣病を何とかしようという発想ではあるんですけども、それじゃあ私たちが今まで蓄積したデータはどうするのかと。例えばそれをこれから変わるところの方のところへ全部出してもらえとかというような、そういうことはできるんですか。今までかかっていたやつデータをくださいと。それで次の医者の方へ持っていきたいというときはそういうことはできるんですか、今のシステムとしては。

○国保医療課長

まず特定健診の周知といいますか、PRが不足であったということでございますけども、この点につきましては大変申しわけなく思っております。私どもとしましては、広報などでお知らせをしておたつもりでありますけども、今後さらに市民の皆さんが自分がどこで健診を受けたいのか、どういう関係にあるのかということが御理解いただけるように、その辺は周知はしっかりしていきたいというふうに思います。

それから健診のデータでございますけども、基本的にはこれはそれぞれの保険者がデータを収集しまして、その結果、分析してその方が保健指導に該当する方かどうかということを分析するわけですので、もし途中で保険者が変わった場合には、

データの保険者同士のデータの提供というのではありませんけども、それぞれの各医療機関ごとのデータというのは、これはちょっと別な問題になってくるのかなというふうには思いますけども、いずれにしても保険者が変わった場合にはその方がどういう状態であったかというデータの受け渡しはできるということでございます。

○石川委員

わかりました。それじゃあ保険者が持っているデータというのは、次の保険者の方へ行ったときも請求があれば出せるところと考えていいんですね。

それでは今まで従来の成人病でデータを持っているんですね、これシステムもあるんですから。持っているやつは、それは出していただくことはできるわけですかね。

○国保医療課長

先ほど健康増進課長の方からも説明があったかと思えますけども、このデータというのは前年度の健診データをもとにしまして、その方が眼底ですとか心電図ですとかそういった必要があるかというのを判断をするものでございますので、何年も前にさかのぼってのデータというのは現在のところ特定健診に限っては必要としないので、前年度のデータについては保険者が変わった場合には保険者に提供すると。それとそれぞれの保険者で何年かデータを保管しておられて、その分で例えば追跡調査をして保健指導をされるとか、そういったことはあるとは思いますが、今回の特定健診の保険者が変わったことによるデータの移動については、前年度のデータについて受診項目がいるかいないかという判断をする手前上、それについては数年前にさかのぼっては必要ないだろうというふうに思います。

○石川委員

わかりました。ともかくそれでもこの市民の側から見ると、非常に厄介なことです、今まで手軽にずっと行けたのに。74歳までだからみんな元気だと思えますけど、それが名古屋まで出ていかなあかんなんていくことになる、それはまた大変な制度だと思いますね。これはその担当者のレ

ベルでのそういうお話し合いがあるときには、やっぱりちょっと前向きに意見を述べていただいて、それは近くで今住んでみえるところで当然受けられるぐらいの、それで今までの成人病の健診とは違って今はメタボ、それを中心に生活習慣病の方を予防していこうというこういう目的がちよっと変わったというような感じも私は受けました。それで間違いないかなと思うんですけど、ということになれば、ますます地元でぱっと受けられるような形であるべきだと思うんですね。ぜひそういう機会でもこれを挙げていただいて、どこでも受けられるような制度にすべきだよという声を上げていただければと思います。そういう機会はありませんですかね。

○国保医療課長

おっしゃることはもちろんごもっともでございますので、県などの会議、機会がありましたらそういった声があったということはお伝えをさせていただきます。

○石川委員

それでは市長、それだけまたもうちょっと上のレベルでもそれは声を上げていただければと思いますがいかがですか。

○本多市長

うちにも当然40から74ということで、うちの女房なんか来ておりますけど、見て、お父さんどこでやればいいのかということを見つ先に申ししておりましたけれども、私も初めて見たときは、もう少し幅広くやれるといいなと。我々職員なんかそうですけど、共済でどっかやっていますけど、それも限定されたところで豊田の地域医療センターまで行ったり、中野胃腸科へ行ったりということでやっていますけれども、そういうものも何とかならんのかなというぐらいのことを私自身は考えておりましたんですが、しかし今回の40-74の特定健診につきましては、ああいう形で指定をさせていただきますけれども、広域で今、後期高齢者医療制度も広域連合がやっておりますけれども、その中でもいつも申ししておりますけれども、市長会の中でもそういう不満と申しますか、そういうものもたくさ

ん出ておりますので、そういうことを一遍話をしたいというふうに思っております。

○石川委員

ありがとうございました。とにかくそういう国の制度ですから、今すぐにどうこうという場合にはいきませんが、これはしっかりとちよっと受診された方、ことしのデータをしっかりと見ておいてもらいたいと思いますね。それでその後、どうしてもというあればあれば、そう費用はかからないような市の単独で、市内に住んでおる人はほかの県の人でもいいですよというようなことができるかどうかというようなデータをしっかりとつかんでおいていただきたいなというふうに思いますので、これは要望をしておきますのでよろしくをお願いします。以上で終わります。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第69号について、挙手により採決します。議案第69号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第69号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第70号 平成20年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

補正でちょっと1点だけお聞きしたいと思います。

43ページのところに還付金があるんですが、これは何人ぐらいで、どういう人がこの200万円というところになるのか聞かせてください。

○国保医療課長

まず還付金の対象の内容でございますけども、国保の加入者が途中で社会保険に加入された場合、本来ですと社保に加入された時点で国保の喪失の届け出をしていただくべきものであるわけですが、たまたま社保と国保の資格が重複しておったと。本来届け出をしていただくのに届け出をしていただいていたという方がおられるわけですが、こういった場合が一番多いかなというふうに思います。

それからあとは知立市外へ転出して、そのときも届け出をしていただくべきものなんですが、これも届け出がなかったと。

それからあとは所得割が出るわけですが、この所得の構成が過去にさかのぼって何年か分された場合に所得が変わってきますので、所得割が減額されて、これも国保税が減額されるとそういった事案があるわけです。この200万円の補正の内訳ですが、内容につきましては今申し上げた内容がほとんどだろうというふうに思いますけども、何件あるんだということでございますけども、これは枠といいますか、今後国保税の遡及還付が発生した場合に、十分足りるだけの予算をとっておく必要があるということでございますので、何人、幾らを想定して積み上げて予算を出したものではありません。以上です。

○高笠原委員

昨年度もこれに似たような数字だったような気がいたしまして、ちょっとお聞きさせていただきました。今回は8,753万3,000円を基金に積み立てるとそういうことなんですが、7月ぐらいになりますと調停額が出るかと思うんですが、今年度のわかりましたらちょっと教えてください。

○国保医療課長

7月本算末の国保税の総額ですが、調停額で申し上げますと15億1,561万1,000円余ということになります。

○高笠原委員

19年度が18億円ぐらいあったような気がいたします、調停額は。それでちょっと調停額としても少なくなってきたその要因というのは、後期高齢者との関係でしょうか。

○国保医療課長

その関係は十分にあるというふうに考えております。

○高笠原委員

4月から今回のは引かれるけれども、新たに今度10月からの人も出てきますね、引かれる人は。でも後期高齢者は今年度からだから、でもこの中で影響してきますね。そのところはどうか。

○国保医療課長

国保税の調停額と後期高齢者の保険料とは直接リンクしておりませんで、ただ国保税の20年度の算定基礎の中にことしの4月から後期高齢の対象になった方の国保税の調停は対象にはなりませんので、その方たちの分が減るだろうということでございます。

○高笠原委員

ちょっと繰り返しになって申しわけありませんが、いわゆるその人たちの分が約3億円ぐらい違ってくるんですが、こういう影響だというふうで見てもよろしいのでしょうか。

○国保医療課長

国保税の影響としてはそういうことだろうと思います。

○高笠原委員

それで今後のまだこれは補正ですけれども、今年度末ぐらいまでいきますと、今年度の国保は見通しとしてどんなふうになるのかわかれば、予想といいますか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○国保医療課長

20年度の国保財政の見通しでございますけども、まだ3月診療から4カ月分の情報しかありませんので、今の時点で云々ということはまだタイミングとしては早いのかなという気もしますが、税の減収分、後期高齢に行かれた方たち

の税の減収分が、前期高齢者の納付金という国保財政を救うために被用者保険から入ってくる財源があるわけですが、これなどの助けをいただきながら20年度以降、今年度以降運営をしていくわけですが、ただ医療費がこれから季節要因が出てくるかもわかりませんので、昨年も今ごろは何とか単年度でいけるのかなという見通しをしておったわけですが、結果としてはこういう7,400万円余の赤字決算を出してしまったということなものですから、ちょっと予断は許さない状況でありますので、今年度は今までなかった前期高齢者の納付金、被用者保険からのお助けのお金、これとそれから基金が1億6,000万円余ありますので、これを何とか活用して運営をしていきたいなというふうに思います。

21年度以降の話ですが、これについては老人保健の方々が抜けたことによりまして多少医療費の環境が変わってきたのかなと。老人保健の方々が直接保険者が7割なり8割なりの負担をするわけではないわけですが、老人保健の拠出金という形で精算をするわけですが、ただ75以上の方と前期高齢者若人を比べますと、やはりどうしても75以上の後期高齢の方々が医療費の費用単価は高いというのが実態ですので、その分、拠出金で払っておったというのが今度はその拠出金が全くなくなりまして、そのかわり支援金というのが出てきたわけですが、その支援金と退職者がなくなることによる前期高齢者の納付金、この辺の兼ね合いが今どうなるかというのがちょっと見きわめが難しいところなんですけど、ただ当初予算で見込んでおりました前期高齢者の納付金なりほかの支出の分も当初予算の枠は確保ができましたので、そういう面では一応予算で考えておった初期の額というのは確保できたのかなと。

あとは先ほど申し上げました季節要因といいますが、どうしても今から医療機関にかかる機会が多くなったりしますと、その分だけ費用額がふえてまいりますので、その分がどれだけ影響するのかなというちょっと心配はしておりますけども、20年度の運営はそういうことで、21年度はそれを

見ながらどういうふうな率の設定ですとか、その他の財源をどういうふうに確保するのかとその辺の問題になってくるのかなと、これからの問題ということでございます。

○高笠原委員

まだ調停が出たばかりで何カ月もたってない中でお聞きさせていただいたわけですが、昨年赤字が7,400万円あったわけですが、今回その繰越金1億6,408万7,000円ですか、それを使ったりしながら何とかやりくりができればと。ただこれからの季節に、例えばインフルエンザとかそういうようなものはやって大勢の人が病院にかかったりすると、そここのところで支払う医療費がいっぱい出てくるから、そういうところを懸念されてみえるんだらうと思うんですが、市長が保険料を上げずに来ているけれども、必要なときは一般会計から繰り入れるとこういうふうに質疑の中でもおっしゃってらっしゃいますので、それはむだ遣いはしてはいけないですけれども、いざというときはそういうふうでなければならぬと考えていらっしゃるということです。市長、その点はぜひ季節的な要因などで赤字になった場合は一般会計からの繰り入れをぜひお願いしたいとこういうふうに思いますが、再度お願いいたします。

○本多市長

その時々を見きわめながら対応していきたいというふうに思っております。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第70号について、挙手により採決します。議案第70号は原案のとおり可決することに賛成

の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第70号 平成20年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第72号 平成20年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第72号について、挙手により採決します。

議案第72号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第72号 平成20年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第1号 平成19年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○杉原委員

それでは主要成果報告書の80ページをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、真ん中辺のところに空き缶等散乱防止啓発、のぼり、看板によるポイ捨て禁止啓発の16万1,280円、これに関しての内訳明細を教えてくださいたいんですが。

○環境課長

空き缶等散乱防止啓発ということで、のぼり、看板によるポイ捨て禁止の啓発ということで、こ

れにつきましてはこういったのぼり、看板の購入ということの代金16万1,000円ということでございます。

○杉原委員

この16万1,280円に関して、今ののぼりの啓発ということなんですけれども、これの立てた後のアフターメンテナンス等々に関してどのような形でされているかということをお聞かせいただきたいんですが。

○環境課長

市内各所、こういったのぼり、看板を立ててございます。それで今の御質問のアフターケアといいますが、看板が外れたり破れたり、そういったことにつきましてはうちの職員の方がごみの不法投棄、そういったことで常時パトロールをさせていただいております。それでそういった看板等の破れ外れだとか、のぼりの破れ、そういったものについては取りかえをしておりますし、また地区の区長を初めそういった方から御連絡があれば、取りかえを常時しておるのが現状でございます。

○杉原委員

ありがとうございます。實際上、こののぼり旗に関しまして、町内、私、上重原町なんですけど、お話を聞いている限りでは、実際本当に管理をされているのかと。かなり古い段階でそのまま野ざらしにされているといった状況のお話を聞いてます。ほかの町内におかれましてもそのような状況ではないのかなという感じはいたしております。なおかつ啓発活動、のぼりに関しては市民協働課等もやっておみえになると思いますけども、実際にのぼり旗に関しては今在庫切れといったようなお話もございまして、こういった形で、名称がございまして、ポイ捨て禁止とかいろいろな看板、これはこういった形で決めておみえになるかということをちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○環境課長

内容につきましては例年どおりというような格好でつくらせていただいて、啓発ということで市内の方に立てたりさせていただいておるとい

のが現状でございます。

○杉原委員

毎年、例年同じというキャッチフレーズではなくて、新たにいろいろな行政の市長を初め施策を取り組んでおみえになれるわけですから、例えばレジ袋に関してもそうだと思いますけど、そういったキャッチフレーズに関しても毎年例年同じといったことではなくて、行政内の中で考えていただいて、こういったキャッチフレーズは必要じゃないのかということではぜひとも環境課を初め考えていただきたいと思っております。その点はいかがですか。

○環境課長

今、御指摘の点でございますけれども、委員のおっしゃるような同じような内容ということでは、なかなかマンネリ化といいますか、そういったことも感じられると思っております。今後につきましてはそういった内容等を十分検討させていただいて作成をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○杉原委員

ぜひそういった形で環境課を筆頭にして、今のぼり旗に関しては啓発活動をしていただきたいなと思います。また先ほどからお話させていただいているとおり、のぼり旗に関してそういった町内以外からもかなり老朽化してもう破れておるといったような話も聞いておりますので、再度見回りの方をお願いしたいと思います。この点に関しては御答弁は結構です。

続きまして、同じ80ページの上の方の6万人クリーンサンデーに関しての45万3,600円、これに関しての詳細内訳をちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○環境課長

クリーンサンデーの関係の費用ということでございますけれども、これにつきましてはまず主なものとしましては、クリーンサンデー、20カ所の集積場、ここへ集めていただくということで、この20カ所のごみの収集運搬の委託料、それとあとクリーンサンデーの懸垂幕の文字、そういったも

のの手数料、それと事務用の消耗品というような内容でございます。

○杉原委員

今、事務用の消耗品といったことが出てまして、その事務用の消耗品といったらどういったものですか、お教えいただけますか。

○環境課長

これはクリーンサンデーの方で各地区の方に配らせていただく、例えばスプレー缶なんかの穴あけ器だとか、危険物を挟むようなはさみというような長い、そういったものの購入ということでございます。

○杉原委員

全力所で20カ所を今やってみえられるという話だったんですけど、来ていただいた方やなんかの知立市のごみ袋等に関してはそういった消耗品の中に入ってないんですか。

○環境課長

各集積所でお配りさせていただいておりますごみ袋につきましては、うちの方で購入をしておるごみ袋があるんですけども、そういった在庫の中でやりくりをさせていただいておるということでございます。

○杉原委員

ありがとうございます。なぜそれをちょっとお聞きしたかということに関しまして、6月1日、6月の第一週目の日曜日に6万人クリーンサンデー、来年から7万人クリーンサンデーに名称も変わるかと思っておりますけども、お聞きしたのが、各町内会においても、私のところで申しますと、先日9月10日の日曜日の日に道直しという名目の中の環境美化をしております。これは上重原町で申し上げますと10組ございまして、大体1組が40から50人ぐらい御参加されます。世帯数からいくと町内が2,200ございますんで、数からいくと500近い方が道直しイコール環境整備に出ておみえになるわけなんですよ。この際にでも、今現状になってほかの町内会もどういった形でやられているかということに関してまずちょっと1点お聞きをしたいんですけど、そういった消耗品の中のごみ

袋に関してのもしあれば、そういった形で提供ができるかどうかということ、この2点。ほかの町内会もそういった形でやっておられるのかどうかということと、今の消耗品に関しての御提供等は行政の方で考えられるのかということ、2点お聞かせください。

○環境課長

上重原に限らず各町内会、そういった道直しとか町内清掃、そういった行事をやってみるわけですけども、そういった中で市の方に収集したごみ袋を入れるというようなことで申し出がございまして。そういったものについてはうちの方のごみ袋を支給をするという格好でございまして、今委員の言われました上重原町におきまして先日お話があったわけですけども、そういった参加者の方にお配りはしたいという話でちょっとお断りをさせていただいたんですけども、市としましてはごみの回収のために必要なごみ袋、そういったものがあればお配りをしていくということでやっております、町民の方にお土産的といいますか、そういった格好でお配りするという話でしたのでお断りをさせていただいたというのが現状でございます。

○杉原委員

わかりました。というのが、各町内会とも実際ごみを詰める分に関しては御提供されているということによろしいわけですね。

ごみ袋に関しても決してそんなに高いものではないし、各町内会、もちろん環境美化の推進という意味では、今後6万人クリーンサンデーもしかりなんですけど、そういった区単位でやられている部分に関しても、今後検討課題の中の一つの中に入れていただいて、環境啓蒙活動の中にそういったこと、決して町内ごとですけど、別に10枚配らなくてもいいと思うんですけど、町内ごとだと思えますけど、枚数を決めてそういった形で取り組むといったことを考えていただければと思います。これも結構です。検討課題として入れていただきたいということで、こちらからの要望とさせていただきます。

次に、82、83ページの資源ごみ等分別収集区域整備事業に関しまして3点出ておりますけど、費用が、毎年この部分に関して費用がどれぐらいの計上になっているのかということをお聞かせをまずいただきたいんですが。

○環境課長

資源ごみの分別収集の区域整備事業ということで、19年度につきましては本町のごみ集積所の整備事業ということで挙がっております。ただこの関係につきましては、事前にうちの方に整備がしたいとかそういった話が、申し出といいますか、があれば予算計上をさせていただくということで、年度途中であれば補正等の対応ということで、これにつきましてはそういった格好での予算計上を現在はさせていただいておるのが現状でございます。

○杉原委員

今回のこの上重原町、以前、上重原町の鳥居という地区に関して、今回この計上をしていただきましたこと、この場をかりて町民の皆さん、大変喜んでおみえになります。市民部長を初め市長の御決断によって今回この鳥居地区に関しましては、大変上重原町広い中で敷地、知立市内の2割を占める中でできたということに関しては、この今、上重原町鳥居ではなくて鳥居町に町名変更になりましたけど、大変皆さん市民の方、喜んでおられて、行政に対して大変感謝をされております。今後もこういった必要となる箇所があると思うんですよね。上重原町に限らず、今、知立市内の中にはそういった御希望をされている箇所があると私自身思われるわけですけど、現状の中で把握されている部分で、今年度のこれ補正ですけど、今後の中でそういったところの箇所があるかどうかをちょっと御披露いただきたいんですが。

○環境課長

今現在ですけども、そういった整備ということでは二、三お話がございまして。それにつきましては、補正で間に合えば補正対応というようなことでは考えております。

○杉原委員

このごみの集積場に関しましては、やはりリサイクルという部分もございますし、ポイ捨て禁止の部分につながってくると思いますので、ぜひともそういった予算がかかる部分ではございますけど、今後もぜひともそういった町内会が挙がってきた部分に関しては予算計上して、なるべくそういった計上に挙げていただきたいなと私自身感じております。特にこの部分でまた申し上げたいのは、強固なクリーンクラブをつくるといった形で今大半が進められているというような感じがいたしておりますけれども、市民部長とも時々環境課の方に行かせていただいてお話をさせていただいておりますが、この意見は一致しておりますけれども、上重原町においても今区画整理地内、今までの中でも議会の中に取り上げさせていただきましたが、簡易な本当にごみかごを三つぐらい置けるようなところで、今後も重原は区画整理なんかはそういった形で推進をしていこうということで、今調整をとらせていただいております。そういった場合、環境課だけでできない部分も今ややお伺いしております。それは例えば公園の1カ所、1区画を借りてやりたいとか、あとは遊歩道の一部を借りてやりたいとかいったような今お話の中でも出てきております。今後の、今そういった簡易なごみの集積場に関して市民部長にちょっと御答弁をいただきたいんですが、今進めさせていただいているわけですが、環境課だけではできない部分というのがございます。ですのでそこら辺に関してはどういうお考えを持っておられるかということに関して、前もちょっとお聞きをしましたが、どういった感じを持っておられるか再度お聞きをしたいんですが。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩とします。

午後2時03分休憩

午後2時13分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長

それではごみ集積所の件について、御指名をいただきましたので御答弁をさせていただきます。

現在、ごみ集積所でございますが、55カ所ございまして、ほとんどが土地の一部を占用してごみ集積所をつくっておるのが現状でございます。近年でございますけども、そういうごみ集積所を確保するというのが19年度も上重原町もそうでありましたが、大変厳しい状況になっておりまして、なかなか集積所方式というのがかなり難しいなというのが実態であります。隣の安城市でございますけども、私毎日通勤をしておる関係で安城市のごみ集積所の状況を見ますと、歩道の木の陰のところに一角、かごを二、三個置いて、そこで資源、不燃のごみのかごが置いてある。監督も立ち番もだれもない。その中で皆さん、地域の住民の方が自主的にかごを置き、いろんなものを入れて回収しているというのが実態として行われております。お隣の安城市ができて知立市ができないということはないだろうというふうに思っております。これからごみ集積所をもっと捨てやすく、そしてリサイクルしやすいということになりますと、立ち番が立たなくてもできるようなスタイルというのが本来の姿なのではないかなというふうに思っております。本会議の中でもそういう意味では100カ所ぐらい欲しいということをお願いしたのは、そういうことを含めたという問題でございます。今、御質問者がおっしゃられたようなことも一つの案でございますが、今まで知立市としてやったことがない事例でございますので、そういう点では少し調整に時間がかかるかと思いますが、できればリサイクルしやすいというシステムをつくっていくことが環境課の方の望みでございますので、その点を少し追及をしてみたいというふうに思っています。以上でございます。

○杉原委員

市民部長、ありがとうございます。私自身もそのように感じております。ごみ番が立たずに簡易なごみかごが三つあって、分けてできるようなごみ集積所であるべきだと私も思いますし、近くにあればそういった住民の方々が足をもっと運ぶ

んじゃないかという感じに思っておりますんで、そういった形の集積所を第一弾として上重原の区画整理の方で今調整をとらせていただいておりますんで、最終的には先ほどからお話させていただいているとおりに公園の一角、または遊歩道等々が、部署が違って難しい部分があるというふうに私自身も感じておりますが、市民の目から見ます行政は一つという感じで見てるわけですよね。ぜひとも環境課の市民部長を初め環境課の方が取りまとめるんだと、私たちの課でという形でぜひとも連携をとって、今回の簡易なごみ集積所に関して初めの一步を踏み出したいと思っておりますんで、よろしくお願いをしたいなと。これに関しましては私自身、答弁を求めるといことはございませんし、市民部長とも環境課に行って何度かお話をさせていただいておりますんで、ぜひともそういった形でお願いをしたいなと思います。

続きまして87ページの上段の部分、商業団体等の事業費補助事業の中のがんばる商店街ということで481万2,000円がついてます。私もこの議会の中でお話をさせていただいておりますが、以前は街路灯だけで補助金が引張ってこれたと、国・県等と市の補助金もそうですけど、今回はもうそれだけじゃないといった部分の中で、今、駅南振興会が街路灯をつけられた後に活動されておられると思いますけど、その成果報告に関してわかる範囲でお知らせいただきたいと思うんですが。

○経済課長

御質問のがんばる商店街の件でございます。

この事業は、今委員おっしゃられましたように17年度までは街路灯の補助というようなことで実施されておりました。18年度に創設されたこの事業がございまして、県の補助事業でございます。商業団体の産業振興を図る中小企業者の組織化を促進するとともに、経営の合理化、設備の近代化、経費の一部を助成するものでございます。

今回されましたのは、商工会が実施しましたまちづくり事業の街路灯の設置及び防犯活動として2分の1を補助として481万2,000円を補助したものでございます。これは今は街路灯ということで

申し上げましたが、街路灯の設置のみでなく地域ぐるみで防犯活動をしていただくというような内容を含めて採択をいただいたものでございますので、例えば街路灯だけを設置するというものでは採択されないような内容でございます。以上です。

○杉原委員

ありがとうございます。今の当局の方のお話のとおり、今までは街路灯だけでしたけど、プラスまちづくり事業、プラス防犯活動といった中で今回予算が下りてきたといったことの中で、実質上、私も駅南振興会の経営者の一人なんですけども、防犯活動を実際にやっておみえになります。その活動内容に関して今までと違った形でやられているわけですけども、その成果等に関してはお聞きになられてるかどうかをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○経済課長

内容については詳しく把握してないかもしれませんが、街路灯を設置したことによって明るくなる、そうした中で地域で輪番等の人を出すことによって防犯パトロール、そういったものをするというような内容と思っております。以上です。

○杉原委員

實際上、防犯活動を街路灯をつけられた方ないし商店街の方が実際されておみえになります。これは啓発活動にもつながっております。御案内のとおり、安城警察署内28小学校区の中で西小学校区が一番犯罪が多いところでございます。ですので今回これを行うことによってかなりの啓蒙活動にはつながってきているのかなと、私自身感じております。

そこでこのがんばる商店街の補助金に関しまして、ほかの商店街等々に関しての取り組みが現在手を挙げるおられるところかあるかどうか、また今後行政としてこのがんばる商店街を利用した、活用した何か商店街に関して求められることというのが何かあったら御披露いただきたいんですが。

○経済課長

現在具体的には、当然これは補助金でありますんで予算計上の方にしていかなければならないわ

けてございます。現在においてはどの地区でこういったものをやるというのは聞いて把握はしておりません。ただこのがんばる商店街というのは継続してできるものではございませんので、例えば21年度にこういった事業をやりたいというような中で、具体性が整ってきた中で申請ということになって採択というふうになりますので、もし実施できるというふうであれば、内容等を詰めてきていただく中でどうなのかということ判断していただかなければならないのかなと思います。

○杉原委員

ぜひまたこのがんばる商店街に関してのその補助金等に、同じような形、また違った形が出てくるかもしれません。ぜひともこういった形で前向きに補助金に対しての御援助、御支援をまたお願いをしたいなと思います。今現状はないということでもよろしいわけですね。ありがとうございます。

続きまして、同じ87ページの中の中段よりちょっと下の商工振興推進事業の中で、若手後継者育成事業12万円に関して詳細をお知らせいただきたいんですが。

○経済課長

若手後継者育成事業、講師報奨金ということでございます。担当といたしましては、商工会青年部の指導者訓練委員会、社団法人青年会議所経営力向上委員会が実施をしております。19年度といたしましては、11月に若手後継者の講師、この講師の方はわかるとできるという名称の事業者ですが、代表者石谷弘一さんによる「魅力あるリーダーとしての熱情」ということで講演をいただいた中で講師報奨金でございます。

○杉原委員

ありがとうございます。なぜこの御質問をしたかと申しますと、私も実を言うと青年会議所のOBでありまして、商工会青年部とともにこの秋ぐらいにいつも、10月・11月にこの事業を開催をさせていただいた本人でもあります。というのが、この12万円という費用に関して大変中途半端なんですよ。いつも青年会議所、私も現役のときに話をしておったんですけど、講師をお呼びする際、

会場費も含めてその他もろもろの費用を含めると10万円切れてしまうんですよ。中途半端な講師、要は通常であればもっと若手後継者ということであれば著明な方を呼びたいといったところの案もでございます。でもこの予算の中ではできないといったような話の中、どちらかというと消化事業のような形でこの若手後継者自身が行われているというのが現状です。

です。これに関しては一部、青年会議所が毎年交互に商工会青年部と青年会議所とやるわけですけど、青年会議所がやる場合はまた費用を入れてやる場合もございますけど、そんなに費用は出るわけでもないもんですから、最終的なそういう著明な講師に関しては呼べない。それでいてこれは本当は商工会においても青年会議所においても若手経営者ですから、新しい知立市の経営者の方を呼んで最終的な若手経営者としての事業にしていきたいという思いもあります。です。ぜひともこの予算に関して今後そういった予算計上に関しても考えられるかどうかということ、ちょっとまず一つお聞きしたいんですけど、これ市長の方にお聞きしたらいいのか、その担当者に聞いたらいいのかわからないんですけど、まずちょっと担当者の方から。

○経済課長

なかなか講師の選択というのは難しいものがございまして、講師で申しますと、やっぱり大学教授から著明な方までいろいろあるわけございまして、この12万円がどの程度の講師が呼べるかというふうになると、大体想像と言うんですか、大学教授クラスの辺かなとは私自身思うわけでございます。12万円を上げて著明な方というのも一つの考え方でございまして、若手育成ということで御発展をいただく中では必要なのかなと思います。ぜひこの金額は私がどうこう上げるということとはなかなか言いづらい面もあるわけでございますが、12万円、この予算の範囲でできる講師の中で選択をいただくという方法も一つなのかなと思います。そんなことで御理解をいただきたいと思っております。

○杉原委員

なかなか当局の方からは予算に関して膨らますことができるということは言えないと思いますけど、ぜひとも各所団体とも同じことが言えると思います。青年会議所、商工会青年部に限らず、今減少傾向にあります、会員メンバーに関しましては、です、これを会員を膨らましてぜひともそういった各所団体に関しては力をつけたいといった思いの中もございませう。それは各青年会議所に限らず、商工会青年部に限らず、やはり知立市の中の事業に関しましては経営者、経営、商店街が元気でなければ知立市自体も元気でないということは私自身言えると思いますので、ぜひともこちら辺に関しては、予算計上に関しては今ここでどうこうしろということは言えることはできませんので、ぜひとも前向きな御検討をいただいて消化事業にならないような形で、ぜひとも前向きにその団体、今お任せしているというかお願いしている商工会ないし青年会議所の方の方々とも、担当者の方ともお話、打ち合わせをしていただきたいなと思います。これ答弁結構ですので、今後お願いしたいということでお願いします。

最後に89ページの上段、観光事業委託まつり行事委託料の2,002万9,000円に関して詳細お聞かせください。お願いします。

○経済課長

このまつり行事委託料というのは、観光協会が実施する事業でございませう。大きく事業を申し上げますと、ミスかきつばたコンテスト、それからかきつばたまつり、それから知立まつり、それから花しょうぶまつり、それからよいこ祭り、以上、五つが大きな行事でございませう。それと事務費的な推進費ということでございませう。順番に申し上げますと、事業の推進費として166万3,000円、ちょっと1,000円以下は省かせていただきます。ミスコンテストが258万2,000円、それからかきつばたまつり518万5,000円、知立まつり295万円、花しょうぶまつり223万1,000円、知立よいこ祭り544万4,000円、以上の内訳でございませう。

○杉原委員

ありがとうございます。この今の2,002万9,000円に関しての詳細をお教えいただきました。この部分に関して、設営等も多分御依頼をされてお見えになると思いますけど、どういった形で決めてお見えになるのか、その設営会社とかをお聞かせいただきたいんですが。

○経済課長

一番設営が多いのは、やはり御存じのように、よいこ祭りは店頭設営であったり外部委託が多いわけですが、ほとんどの事業におきまして知立市の入札の要綱に基づいて行っております。一部については、市内の業者を特定という部分もございませうが、ほかのほとんどのものにつきましては知立市の指名要綱に基づいて行っております。

○杉原委員

確かによいこの方が、今お話を聞くと544万円余ということで一番多いような気がいたしますけど、その中でもイベントの企画設営に関してが入札ということで、随契もあるわけですね。

その中で一つちょっとお願いをしたいというか要望なんですけども、よいこ祭りに関しましては、現状その設営企画の中で、ただその準備をするということだけではなくて、やはりイベントですから各企画会社、入札をする際に企画に関してもそこの中に考慮をされるべきだと思うわけですよ。ただ設営するだけでなくこういった企画に関しても企画設営会社においては考えていきたいというのがある場合、そのような形で企画設営のコンペも考えてやっていくべきではないのかと、今後。ただ設営だけということに関しては、余り私自身よろしくないと思いますけど、その点いかがでしょうか。

○経済課長

御存じのように、今年度のよいこ祭りは雨のため中止になったわけですが、今回9回目ということで、次年第10回ということで私も一新して考えたいなというふうには私自身思っております。それで今のイベントを含めた企画運営のコンペ、そういったものをということでございませう。

私自身、大変いい案なのかなと思いますので、どういった方向でできるか、採用できるかわかりませんが、ぜひ検討をしていきたいと思っています。

○杉原委員

ぜひ設営だけをお願いするのではなくて、やっぱり企画力も今後のこういったまちづくりのまつり、特に、は必要になってくるのかなと感じますので、次回に関しましてはぜひともそれを取り入れていただくようなことで前向きに御検討をいただきたいなと思います。そのほかのおまつりの部分でも、知立には歴史と文化があるおまつりがございます。その中でも山車、知立神社、花しょうぶ、そのたもろもろございますけど、観光に関して、弘法山も知立市でございますけど、弘法山になると1万人ぐらい、多いときだと、1回の弘法山に来られるといった中で、特に私自身も議員になってからですけども、山車とか花しょうぶとか行くわけですけども駐車場が全然ないんですよ、事実上。観光客を呼ぶ、お客様を動員したいといった場合に、駐車場がなくしてどうやって、車で来てくださいじゃなくて、ただ電車で来てくださいというだけではなくて、やはりそういったイベント、歴史と文化を売ると、知立市を著明な市にしたいということであれば、そういった部分もぜひ考えるべきだと思います。駐車場は遠くても構わないと思います。歩いてきて、よく神社、お寺等も見ますと、出店が出てそこが反映してるといったようなこともございますので、そういった観点からぜひともこれからこのイベントを考える意味でも、知立市の名を売るという意味でも、この観光協会としてはぜひとも考えていただきたいなと。今までどおりにやればよいといった形ではもう古いし、これからや観光産業、もう知立市にとっては一つの収入源、自主財源の確保に私自身つながると思いますので、そういった観点からもぜひとも前向きにいろいろな御意見を出していただいて取り進めていただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○経済課長

今現在、言われました八橋とそれから弘法、有

料でそのまつり期間中、また命日のときに有料駐車場を実施しております。台数もかなりの台数来ております。今なかなか場所の確保というの、駐車場となりますと広い面積が必要でございますので、なかなかの難しいところもございますが、遠くてよいというような、遠くて知立のどこかを見ながらそのところへ行くという考えも一つなのかなと思いますので、ぜひ今後検討したいと思っています。

○杉原委員

ぜひ検討していただきたいと思っています。これはこの課とはちょっと違いますけど、小松寺跡地に関しましても遊んでます。前議会の中でも私、御質問させていただきましたけども、まだ何も進んでないと、手つかずといったこともございますので、収入を上げない方法、副市长の方は駐車場だったらいいじゃないかと、その中に事業としてお金を使っていくならいいんじゃないかという考え方も示されました。ぜひとも観光協会におかれましては、そういったいろいろな観点からイベントを行う際に、今までどおりということはめぐり回っていただいて事業を進めていただきたいなと思っています。

最後の御質問になりますけど、今回のよいとこ祭りに関してかなり市民の方からクレームが来ておりました。行政内の中にも入っておったと思いますが、早朝7時ぐらいでしたね、からこのイベントを取りやめるといったようなことで、市民の方々から、我々議員、各それぞれ小言をいただいております。その経緯に関してまずちょっとお聞かせをいただきたいんですが。

○経済課長

御指摘の件につきましては、今触れましたように8月23日、予備日として24日を予定させていただきましたが、両日天候不良による中止とさせていただきます。結果として夕方あるいは午後、夕方から天気が、特に24日の日曜日でございますが天気がよくなり、やっぱりできたんじゃないのか、決定が早かったんじゃないのかというような御意見はいただきました。

開催の決定を午前7時までにししないと、事前の打ち合わせの中で準備あるいはテナント等の出店者の仕込み、そういった関係上7時に決定ということでないとなかなかできないというような打ち合わせがございまして、両日とも7時に決定ということでさせて、皆様の問い合わせに対して対応できるようにしたわけでございます。

両日とも6時から6時半ぐらいに皆さんの御意見を聞く中で決定をさせていただきましたが、さきの23日の土曜日におきましては6時ちょっと過ぎにもう小雨が降ってございました。それで予報では午前中の降水確率が50%、午後から夕方にかけて50から60%の予報ということで、局地的に雷を伴い強く降るとの予報もございました。準備の段階で今イベント中に降雨があった場合、園児が出演、またそれから和太鼓の演奏があるということで、特に和太鼓におきましては一滴の雨も禁物というようなことで、翌日の予報がある程度見込めたということもございまして、土曜日については中止としました。

また翌日24日の日曜日におきましては、朝6時、同時刻ぐらいですが集合しまして、その時点でかなりの雨が降っておりました。かなり強い雨足でございまして、結果的に大雨注意報がそのとき出ておまして、後ほど大雨洪水警報に、6時32分ですから30分ぐらい後が変わっております。そのときの判断で、これはできないというようなことで7時に決定をさせていただいたのが経過でございます。

いずれにしても中止により関係者の方々は御迷惑をおかけしたわけでございます。今後は雨天による中止も視野に入れる中でイベントの内容、開催等の決定をしていきたいと考えております。また関係者の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。以上です。

○杉原委員

ありがとうございます。23日に関して、予備日があるので24日を進められたと。24日におきまして7時に最終的に決断を出されたと。近隣市の市町村におきましてはやられたところもあったわけ

ですよね。ぜひともその時間帯、天候に関してははっきりとわかりませんので、その判断をすべき基準がはっきりしてまだわからないといったところもございまして、朝7時にという部分に関してはかなり市民の方は御立腹をされておられました。早過ぎるんじゃないかと、決定事項に関して。ぜひ今後このイベントに関しまして、今回のよいところ祭だけではなくて、この委員会ではないソフトボール大会におきましても、その前のマラソン大会におきましても、最近なんかたたられてるような気がいたしますけど、決して市長のせいではないと思いますけども、そういった形で最近の行事において、知立市内のここ最近の行事は雪とか雨、天候に係る部分が大変多いです。この判断に関しても大変難しい部分もあろうかと思いますが、今後7時という検討時間に関しては、また観光協会を初めちょっと中でももんでいただいて、これが本当によかったのかどうかということに関しては、皆さん疑問符を投げかけておられますんで、いま一度この部分に関しては考えていただきたいなと思います。私自身それに関して検討するどうのこうのという御答弁は結構ですんで、また御願いたいという御要望とさせていただきます、私自身の質問を閉じさせていただきますと思います。よろしくをお願いします。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○馬場委員

それでは決算の方を少しお聞かせいただきたいと思っております。

主要成果報告書のまず5ページの中で総括が語られているわけでありまして、特に本多市政になりまして、18年度から子育て支援策に相当力を入れてこられたなど。特に19年度はこの下の段にありますけれども、歳出の方では保育所保育料の第3子以降の無料化、妊婦健康診査の拡充、それから不妊治療費の助成、それから乳幼児の医療費の無料化の拡充、八ツ田児童クラブの増築、これは所管は違いますが、放課後こども教室の開設やブックスタート事業の実施ということで、相当子

育て支援の拡充に思い切ったこの施策を本多市政の中で実施されてきたということで、まずこの辺の市長のやってこられた実績と、そしてまた20年度もそうでありますけども、これから知立市にとって先ほども保育園の整備計画等もありまして、子どもがふえている、そして園舎も借り上げをしてでも教室を確保しなくてはならないというようなところで、子どもさんも今現在ふえているわけですが、やがてピークも来るのかなということもありますが、その辺も踏まえて市長の見解をまずお聞かせいただきたいと思えます。

○本多市長

保育園の整備計画につきましては、先ほども議論があったわけですが、私はいつも議会で申し上げておりますけれども、就任をさせていただいて、当初は議会の皆さん方の御了解をいただいて耐震に少しお金を投じさせていただいたおかげで前倒しができたということでもありますし、そういう中で19年度から子育て支援、これも議会の皆さん方からかつてずっと言われてきた中身のことでありますので、私の公約の一つでもありましたので、これに邁進をさせていただいた、それはここに載っておることが事実だというふうに思っております。

ただいろんな今から進めていく中で、確かに児童館、児童センターが完備されました。学童保育がすべてにそろいました。それから放課後子ども教室も入ってきました。その今、放課後子ども教室と学童保育のどちらを選んでいただくんだということもしっかり見きわめていかなければなりませんし、施設はできたけれども、子育て支援もいろんな施策は出ささせていただきましたけれども、さてこれからその施設が、今は委員おっしゃるよう子どもはふえております。

しかし、先ほど議論あったように、ふえているこの地域バランスが今から正直言ってどうなっていくかということはなかなかシミュレーションがしにくい。整備計画を行う中で、リースの話、レンタルの話もありましたが、なぜレンタル、35万円も出して、5年間で2,000万円以上も使わな

かんかということになりますと、そこが必ずふえるんだということであれば整備計画も大体同じぐらいの年数がたっておる保育園ばかりですので、順番はつけていきますけれども、ここが確実にふえるということが明快にわかれば、例えば八橋の場合、リースをやめてここは第一に取りかかって整備・改築してしまおうという計画が立てれるんですけども、なかなかそれができなくて不安定要素もあるという中でとりあえずリースにさせてもらったというのが今回の補正でもありましたというのでございまして、そういう中でこれからの施設をどういかに活用していくかということにかかってると思うんですね。

これから迎えて、今は少子化で一生懸命とりあえず子どもが安心して産み育てる環境をつくって、ふやしていただくということをやっているわけですが、それがどこまで伸びていくのかと、人口は減っていくわけですので、そうすると高齢者の皆さん方がふえてくる、子どもさんが今のように順調にふえていくかどうかちょっとわからない部分もありますので、そういうときには、国が法改正していただいたように施設の転用なんか、10年ぐらい使ったものについては転用は自治体サイドでできるよというふうになりましたので、そういうことを見越した中で今から子どもと高齢者と両方とあわせたそういう整備計画、保育の計画もそうですけども、施設利用計画を立てていかないと遅しという感じになると思いますので、今は当面子どものことで数年これはしっかりとやっていくべきだというふうに思いますが、それをやりながら将来の高齢化に向けてのそういう施設利用計画、そういうものもまた議会に言われて慌ててやって、ささくれを直すようなことになってはいけませんので、そういうものも早くやっていくというのが現状の私の考え方でございます。

○馬場委員

ありがとうございます。今、市長からは高齢化対策、高齢者はどんどんふえてくるわけですから、その辺に対して将来、子どもが今はふえてるけど

も減ってくることも考えられますし、そうしますと施設の使い方でもいろいろ考えていかななくてはならんというようなことも思いますので、特に保育園の整備計画については、例えばこういう市民の意見があるわけですが、逢妻町と西町にある知立保育園ですか、それから高根保育園と南保育園、相当距離も近いということもありますよね。それから私立の保育園で猿渡というのがありますけども、猿渡と上重原の保育園と統廃合してはどうかという市民のこれは意見でございまして、子どもが減ってくるとそういうこともいろいろ整備計画の中では考慮していかなくてはならんではないかと。ふえればこれはまた別の話になりますけども、そういったことで整備計画をやっていく、そしてまたそのことで例えば統合した場合に遠くなればバスの送迎もいいんじゃないかと、バスの方が安いんじゃないかと。3,700万円もかかるというようなお話もございまして、そうしたことでやっぱりそういったことも含めてしっかりやっていかなくてはならんんじゃないかというような市民の意見がありましたので、ぜひまたその辺を考慮していただいて、それがいいとか悪いとかではなくて、そのような形にしていく。

そしてまたその統廃合した場合に、お年寄りが、高齢者の方が生きがいづくりとしてそこを利用して、昭和老人憩のセンターとかそういうのはありますけども、そういう施設に利用するというのも必要ではないかなという市民の、これは率直な私の方に寄せられた声でございまして、その辺を考慮していただきたいというふうに思います。

それから子育て支援センター事業の中で、今、中央保育園がずっと子育て支援センターをやっけてまいりまして、もっともっとこれをふやしていただけないだろうかというようなことで、来迎寺保育園がこの子育て支援センターをやっけていただきました。要するに地域の中となると、ここちょうど中央とそれからこの八橋の方と、もう一つこのままではね、南の方でどうだという声も実はありまして、これもちょっと本会議でしたか、南の新橋保育園、あの辺でひとつどうかなというよう

なお話でしたが、このような要望があるわけですけども、この辺についていかがなんでしょうか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○子ども課長

委員、今おっしゃいましたように、本会議のときにも答弁、部長の方からしておりますが、今言いました来迎寺、それから中央ということで子育て支援センターがあるわけですが、南部の方がないということで、今のところ計画の段階ですが南保育園を、あそこ一番老朽化の保育園で40年を超えているという現状の中で、建てかえの際はそちらに併設されたように子育て支援センターをというふうに、今のところ事務局的には考えております。

○馬場委員

建かえの際だけど、老朽化が進んでおるもんで、これも整備計画の中できちっとしてくるでしょうが、それと今、知立保育園と来迎寺保育園でふやして子育て支援センターをやっておりますが、状況はどうなんでしょうか、推進状況というか。それをまず本当は聞いてからでないといかんと思いますが、その辺はいかがですか。

○子ども課長

かなりのお母さん方が主に午前中が多いかと思いますが、新しく知立におみえになったお母さんが子どもさんを連れて子育て支援センターにおみえになって、そこの中でお知り合いになるというんですか、また私どもの子育て支援センターもそういった環境の中でサークルをつくっていきたいということで、サークルも現実できておりますので、今の状況としては大変意義深い事業というふうに思っています。

○馬場委員

わかりました。それで子育てに不安を持つ若いお母さん方も結構いらっしゃるもんですから、それがもとでいろんな事件が起こるということもありますし、やっぱり子育て不安に対するそうした子育て支援をしっかりやってもらいたいなというふうに思いますので、南の方の保育園の建

てかえで子育て支援センター、3カ所目、もしできるならお願いをしたいと、これも市民からの要望でございますので、お願いをしたいなというふうに要望をしておきたいというふうに思います。

それからもう一つ、この70ページに知立保育園と上重原西保育園の駐車場の整備が載っておるわけですが、これはもう十分に、上重原も立派な千何万円ですか、出して本当に喜んでおりますが、あんなに立派な駐車場ができて。知立保育園もつくっていただいたというようなことで整備されたわけですが、逢妻保育園の駐車場、話をさせていただきました、課長に。地権者の近所に近藤さんの土地がありまして、今、田んぼをやっております稲刈りがあれるのかな。したがって20年度、駐車場確保ができるのか、あるいは来年度になるのか、その辺のことを非常にここを関係者が心配しております、どうなるのかなと。それと結構広いものですから、全体的は要らんわねと。恐らく半分ぐらいでいいんじゃないかというようなお話もございますけども、その辺の進捗状況はいかがですか。

○子ども課長

今、馬場委員の心配してみえることのように、実は順調よく進んでいくだろうということで地権者の近藤さんともお話をさせていただいて進めておったわけですが、やはりあの面積が今委員おっしゃったように広大でして、その全部を農転することは、市がすべてを借りるということでは無理と。ただ一部を市、その残り一部を近藤さん地権者がということになると、一個人の方が業として駐車場をやるという目的での農転はだめだということでありまして、ただその地域の団体、今一つ不動産屋をお願いして今月末までには結論が出るんですが、あの地域にマンションがありますね、あのマンションの管理組合という形の方たちが駐車場がないからどうしても貸してほしいというような状況になれば、それは一部でも可能ということの方向は出てるわけですが、今現状9月、今月末までちょっと待ってくださいという話になっておりますので、その後ではどうい

ふうにしていくかということなんです。ただあの周辺が駐車禁止になってないもんですから、ちょっとその周りのマンションの方たちが一括いいよというふうに言ってもらえるかというのは、何か感触としては厳しいような状況です。今月末になりましてから地権者の方には、もう一度お話をさせていただきたいなと、現状は今のような。

○馬場委員

わかりました。大変厳しい状況だなということは、ちょっとお話は聞いておりますが、以前にちょっとお話をさせていただきましたが、近藤組の社宅の裏を少しお借りしてというか、通らせていただいて、その奥に職員の鈴木さんの土地がありますよね。あそこを駐車場にしてはどうかと。あのほかに一生懸命探してもあらへんわね。だから提案させてもらったんだけど、あれは可能なかなという感じがするんですが、せっかくお話を今していただいておりますので、9月ですか、そのお話を聞いて、どうしてもあかんということになれば、そちらの方にも目を向けていただいて、一度お話をさせていただければ、ちょうど逢妻保育園の裏になりますので、使い勝手はいいですね。ですから入り口、入るところがちょうどこの近藤組の社宅の裏なもんですから、ちょっと近藤組の方にお話はせないかんというようなこともありまして、それでも通路になってますから、向こうも通路、扉がついておるような状況ですから、その辺のことを進めてもらいたいなというふうに思いますが、課長いかがですか。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩とします。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

先ほど申しました不動産屋からの9月末での状況を聞いた段階で、私どもの方も必要性を感じておりますので、鈴木さんとこの土地について一

度検討をしていきたいなというふうに思います。
以上です。

○馬場委員

次に、49ページ、50ページの中で総務費の中の市民協働費の中なんです、所管に関することの中で市民相談業務というのがあるんですが、50ページに載っております。

そしてまた87ページには消費者行政事業ということで、消費者の相談というのがありますけども、これについて市民相談、これ245回の918人、外国人相談が一番多いわけですけども、人権相談はゼロということですが、ここの市民相談の918人とこちらの50回の開催で65人というのは、これはダブっておるのか、こっちはこっちでという話なのか、その辺はちょっとどうですかね。

それとこういう消費生活の相談で、19年度はちょっとあれになった、その前が本当は物すごく多かったです、非常に私どもにも来まして、福祉の里の八ツ田の方では法律相談をやっておりまして、法律相談も結構数が多かったんですが、行政評価のところでは法律相談は137件というようなことがあって、弁護士がこれ1人でいいのかなという話があって、なかなか申し込んでも相談が受けられないというようなことがあったんですが、さっきの消費生活の相談の実態とそれから法律相談のその辺の状況についてはいかがでしょうか。

○市民課長

それでは市民課の方から、この心配事相談とか法律相談、また外国人相談、市民相談、この件についてお答えさせていただいて、消費生活相談は経済課の方になるもんですから後ほどということでもよろしく願いいたします。

まずこの心配事相談、法律相談に関しましては、社会福祉協議会の方に委託事業ということで委託をしております。これも行政評価の委員の方から、やはり法律相談については需要が多いと、人権相談はゼロだとか、その辺の相談の中身をもう少し精査をして、法律相談とか必要なところに回すべきではないかというような評価をいただいておりますので、これについては今私どもと向こうの社

会福祉協議会委託先の方と話し合っ、今後のことについては考えております。

あと外国人相談、市民相談につきましては、この市役所1階のところ毎日相談を受けているという相談でございます。件数につきましては、ここに挙げさせていただいたように外国人相談につきましては5,895件、これは毎年件数が上がっております。当然相談者もふえております。これは外国人の方というのは、皆さんしゃべれる方がいるわけではないもんですから、いろんな市から出す手紙があるんですけど、それが中身がわからない、理解ができないという方が多くみえるもんですから、そこの相談で受けて各課の方へ紹介していくということをやっております。以上でございます。

○経済課長

経済課から、87ページでございます消費者苦情相談ということで承っております。開催日、件数につきましてはごらんのとおりでございます。これにつきましては相談員1名でございますが、毎週金曜日午後ということで開催をしております。相談件数といたしましては65件ということで、窓口は58件、それから電話が7件というような内訳でございます。相談は御存じのように今ほとんどですが消費者金融への借金返済に困る相談が8割、下手すると9割ぐらいがそういった相談でございます。あと今委員申し上げられましたように、その後の法律相談への導きが大切なと思いますので、また関係のところへ連絡をとる中で、また県へも連絡をとる中で相談にのってまいりたいと思います。

○馬場委員

わかりました。実態はわかりましたが、外国人相談の方もちょっと待合室というか通りが狭いもんで、あの辺の考えを何とかならんかなという感じがしますよね、一つは、福祉課も含めて。いすにどんと座ると結構外人の方も大きいもんだから、窓口の前で座っておりますけども、ちょっと狭いなど、その面が。そのことも含めて改善していただければいいんですが、それと同時に問題は、相

談業務が非常に多くなってきておるということで、法律相談になかなか申し込んでも回ってこないとか、なかなか相談ののってくれんというそういうのがありますので、私のところも来ますが、県の消費者金融の問題とかそういうのは県のやつもありますし、国のやつもあるんですかね。それから法律の名古屋弁護士会がやっておるやつとか、愛知県弁護士会とかそういうのがあって、そこを紹介をしてスムーズに話をさせていただくということで、消費者生活の相談の中でそうしたところもスムーズに相談は相談できちっとやっておいていただいて、法律相談とかそういうので難しい部分がありますので、一度そういうところを御相談してということで案内するのも一つの方法かなというふうには思いますので、その辺のひとつ、弁護士も1人ふやせばいいんだけど、なかなかそうはいかんでしょうから、部屋もいるでしょうから、そうはいかんのだと思いますので、そしてやっぱり市民からのもう少し法律相談でも、それから問題に対してスムーズに行けるようにしていただけないだろうか、こういう要望がありますので、その辺について改善をお願いしたいなというふうに思いますが、よろしく願いいたします。どうか。

○市民課長

まず最初の外国人相談の待合いの関係ですが、これ今、今年度で庁舎の改善をやっております。年末年始でもって市民課が動くわけなんです、そのときに外国人相談だけが市民課の方にいきますので、待合いの方も今考えておりますので、それは改善はされます。

あと先ほどちょっと1点言い忘れたんですが、市民相談の中で多重債務の方もたくさんみえます。そうしますと今、司法書士の先生が御協力をいただきまして無料相談ということで、予約制なんですけど無料相談を行っております。これの19年度の実績が54件、18年度では39件と、やはり今この多重債務問題というのが大変多いものですから、これについての司法書士の先生が無料で御協力をいただいているという実態でございます。以上でござ

います。

○経済課長

引き続き、経済課より御回答申し上げます。

今、委員の方が申し上げましたように、県への連絡、また国への無料相談等をということでございます。今既にもう行っておるわけでございますが、岡崎の方でございます県民プラザ、消費生活のところでございます。また弁護士会等の無料相談、それから市にも司法書士による破産の手続の援護と申しますか、そういったものもございまして、そういったものを御案内、御利用するようにお勧めしていきたいと思っております。

○馬場委員

よろしく申し上げます。

行政評価委員会の委員の方からは、評価のコメントとしていろいろと相談業務ではばらつきがあると、人権相談の方はゼロだというようなお話もありまして、やめていいのかなのかというのもありますけども、その辺のばらつきをいろいろと研究していただいて、相談業務がよりやりやすいような、聞いてもらえるような、そういうことをお願いをしたいなというふうに思っております。

それから次に、57ページ、58ページの中で、老人会の老人クラブのお話があるわけでございますけども、この中でも行政評価委員会の方から成果報告書、結果報告書の中で4ページですけども、この欄で一つは健康づくりへ関する講演会の開催場所について、それから老人クラブ会員数の積極的な勧誘活動の展開と、見直しの上で継続をしてくださいという評価が出ておるわけですが、現在この老人クラブが減ってるのかふえてるのか、高齢化がどんどん進んでくるけども、この辺はどうなんでしょうか。19年度で3,197人ということで、連合会が一つあって、単位老人のクラブが56あるというようなことで、こういう会員数ですが、状況はどうなのかな。そしてそれに対しての補助金と申しますか、に関してもいろいろな芸能大会とかスポーツとかいろいろやっておりますけども、皆さん聞いてみると本当に補助金が少ない中でより効果的などということでは会費等も納めながらやっ

ておるようでありますけども、周辺の市も含めてその辺の補助率はどうかかなということについて、少し行政評価委員のコメントも含めてお話をいただきたいというふうに思います。

○長寿介護課長

老人クラブの加入率なんですが、平成16年度から数値を申し上げます。平成16年度は26.77%、17年度が25.37%、18年度が24.70%、19年度が23.70%、今年度が22.71%と加入率は少しながらずつ落ちております。それと言いますのは、60歳以上の方が老人クラブの方に加入されるわけですので、今の私たちもうじき60になりますので、地域の老人クラブの方に必ず加入はするつもりではいますが、今の60代の方にはまだ若いものですから、まだ老人クラブに加入する気はないんですよというような、私より三つか四つ上の方はそのような考えでみえますし、まだ60であれば就労する先もありますから、また違う趣味もあるということで、現在の町内会組織の単位老人クラブで会合を開きますと、御参加される高齢者の方は75以上の方ばかりだと思いますので、そこに60の方が行かれてもお席がないというようなのが現状かなと思っております。

それで老人クラブ等の助成金の話なんです、これは従前から県の補助単価を掛けまして、単位老人クラブの方に補助をしております。それで補助金のカットがありまして、今は県の補助金を割って単位老人クラブの方に補助をしております。一単位老人クラブに対しましては、4万2,000ちょっとだと思います。正確な数量につきましては、すぐ調べてお答えしますが、それでこの行政評価の中で指摘されてますのは、敬老事業についてということで敬老事業の方法についてどのようなことですかということなものですから、敬老事業費につきましては平成16年度から委託料、手元に資料がございますので、平成16年のときが115万6,320円、これ単価720円です、それで17年度が123万1,920円、18年度が133万5,600円、19年度が145万4,400円、今年度が213万5,000円というような形で、敬老事業の行ってくださいということで

知立市の老人クラブ連合会の方に委託をしております。それでこの委託をさせていただきまして、単位老人クラブの方にその金品が振り分けられまして、敬老事業を行っていただくわけですが、行政評価の中では加入率が低いものですから、全員の方が恩恵を受けてないですよということを指摘されておりますので、私どもの方としましては、先ほども申し上げましたとおり60歳になられたら全員の方が老人クラブの方に加入をしていただければ、同じような土俵で敬老事業ができるわけなものですから、そのような方向をとっていきたいなどは思っているんですが、なかなか難しいなというのが現状であります。よろしく願いいたします。

○馬場委員

心情はよくわかります。私も実は老人クラブに入っております、若いなという感じをいつも言われるんですが、私は世話をやかせていただこうと、世話をさせていただこうこう思って老人のクラブに加入しました。いろいろ高齢者の方にも、60歳からすぐ入ってくるというのは、私は63で入りましたけども、なかなか抵抗があるかな。聞いてみますと、やっぱり名前が悪いというのもありますよね、老人クラブという名前。ですからうちは逢妻ふれあいクラブと、老人をとっちゃってね、ふれあいクラブというふうな形でやりましたら、結構皆さん加入していただいたというようなことありまして、何が言いたいかと言いますと、本当に高齢者の方たちが、老人クラブの方たちが芸能を通し、そしてスポーツを通し、本当にもう元気で一生懸命やっておられる。この前も芸能大会にも市長おいでになって、いろいろみずからカラオケを歌いながらも皆さんを励ましながら、本当に元気に過ごしてくださいよと言ってそして励ましてる姿を見ると、本当に皆さん喜んでおられる。それはもう健康づくりにもなりますし、そして知立市の医療費の抑制にもこれはつながっていくなということを強く感じておりますので、一遍にはいかんかと思いますが、そうした高齢者の方々、老人クラブの方々もしっかり大事にしながら

ら、どうやったら加入者がふえてくるのか、そしてそういった生きがいの事業ができてくるのかということを常に担当者、お考えになりまして、横の連携もとりながら知立市のこれからの高齢化の推進事業率に促進していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。これは要望をしておきます。

もう一つは、高齢化福祉ということで65ページでありますけれども、そこにいろいろかの老人福祉センター、八橋老人憩の家、昭和老人憩の家、また社会福祉協議会が18年度から指定管理者にしておるこの福祉の里八ツ田のこうした高齢者のいろんな学習が掲示されておりますけれども、この利用状況は私はふえてるなというふうには思っておりますがどうなんでしょうか、利用状況、それぞれわかればお答えしていただかないなというふうに思います。

○長寿介護課長

18年度と19年度の比較でよろしいでしょうか。

老人福祉センターの方としましては、1日の平均利用者数が87人でありました。それで19年度は、お手元にございますとおり88.5人のございます。八橋老人憩の家は前年度が24.3人、ここは少し減りまして21.4人、昭和老人憩の家は11.8人が11.7人ということで、老人福祉センターの方の利用率が若干増えておりますが、老人憩の家の方につきましてはほぼ横ばいかなというふうな実情であります。

それと福祉の里八ツ田の利用状況なんです、18年度は個人の方が7,644人、団体の方が5万6,483人、団体利用回数が3,887ということで、個人の方の利用数は増加傾向にありますが、団体の方は若干利用率が下がっているというのが現状でございます。

○馬場委員

ありがとうございます。大体横ばいかなという感じはしますが、個人的には福祉の里は多くなっていると。ただそういったところの中央では、地域のこともありますが、出ていって皆さん一生懸命やっておられますが、中央に遠い地域とい

いますか、こういうところの遠い地域がありますけれども、例えばうちの逢妻町でもそうですけれども、なかなかその施設へ行けない、そしてまたミニバスはきちっとできたけれども、そこに行こうという意欲もないというようなことで、どうしたらいいかということで逢妻はそうした75歳以上の高齢者を中心として面倒を見てるのは65歳以上のお年寄りなんですけれども、そうしたことでふれあいネット逢妻というのを立ち上げまして、しっかりそういった地域の方たちに公民館に出させていただいて、そしていろいろな学習をやったりお茶会をやったりいろんなことを毎月1回開催して、それを楽しみに皆さん出かけてくるわけですね。つまりここで言うデイサービスを実施しているわけですね。その一方、今回の広報の中に介護支援予防大学というところで、同じくふれあいサロンこのろ里が始まりましたというふうなことで載っております、ここは社会福祉協議会が応援しておりますということで、ここもお茶とかいろいろ出るわけですが、こうした費用は社会福祉協議会の中から出て、このふれあいサロンをやっているのか。そうしますと逢妻町というところのふれあいサロンは、自分たちのお金で世話をしているそういう人たちが会費を募って、そして町内の補助金もいただきながら運営をしておるということになるわけですが、実際にいけば市がやってるデイサービスと同じような感覚でやっておるわけですね。これがなぜ補助の対象にならないのかということですが、これは無理なんでしょうか。少しでもそういったことをやっただけであれば、大変ありがたいなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○長寿介護課長

ただいまの問い合わせのことなんです、例えば今、地域宅老所事業費補助金というふうな名目で市の方が行っている団体が2カ所ありまして、八橋町の方につくしサークル、新林町の方に元気会。それにつくしサークルについては八橋の集会所、元気会につきましては新林の公民館を使って、例えば地域の高齢者の方の自立を目指すというこ

とで、原則週2回を開催してくださいねということ
とで昼食を提供していただいて、地場で高齢者の方
が生活できるようなことを応援をしていただい
てます。その方たちというのは、知立市社会福祉
協議会のボランティアセンターに登録をしていた
いただいた団体の方が補助対象となりますので、例
えば遠くまでデイサービスに行けないよというよ
うな、知立市内は小さいんですけど、そこの中
でも高齢の方は出かけるのが遠いですよという
ことになれば、小規模かもしれませんが各地区
地区で社会福祉協議会のボランティアセンター
に登録をいただいた団体がその要件の中に当て
はまったような活動をしていただければ、今後
補助させていただきますことは十分できます。

○馬場委員

ふれあいネット逢妻というところもボラン
ティア団体に登録しておると思うんですよ。な
ぜかということだったんですよ。それはやっぱ
り会長からきちっとお願いすればできるのか
なというふうには思うんですが、何か条件があ
って、例えば区長の承諾を得てこいというよ
うなお話を聞いておると。区長が新しい区長
で名古屋の職員の流れなもんだから、なか
なか新しいことについてわしが何で印鑑を押
さないかんだというお話もあって、嫌だなど
、次年度にしてもらいたいとか、こういう
ふうになってる。こんなことを何で認めるの
かなという感じがあったんだけど、それは間
違いだよね。その辺をちょっと教えてください。

○長寿介護課長

先ほどもお答えさせていただいたとおり、市
内の高齢者の方の自立を援助するということ
なもんですから、区長のお墨つきがなくて
もできますので、団体の長の方がこういう
実態で行ってますよということを教えてい
ただければ、次年度からでも御協力さ
せていただきます。原則週に2回は行
っていただきます。昼食を提供していただ
くということもありますので、その中で御
相談に来ていただければ実際にこういう
ことが必要ですよということを細かく書
いてお渡ししますので、代表の方に
伝えていただければ対応させていただきます

す。

○馬場委員

週2回というのが条件なもんで、そこが
歩まぬ場合なのかなというふうに思
いますが、どういう事業をやればい
いのかということはまた情報として
教えていただければというふうに思
いますので、よろしくお願いいたします。

次に、もうあと二つで終わりますけども、
81ページにありますごみ収集品運搬の
委託料の中で、本会議で風間議員の方
からも出ておりました警告ごみの
353万4,300円、これ19年度。こ
れはそれは推進していくでしょう
けど、えらい高いねという、こんな
にかかるのかなという、やっぱりそ
れはそれでやっていかないかんだ
ろうけども、大変まだまだモラル
がないのかなという感じがしてな
らんわけでありまして、私も風間議
員と同様に何とかこれならないのか
なというふうには思うんですが、部
長の答弁もお聞きしまして努力し
ていかないかんとすることも、ご
みを減らすためにはどうしても守
ってもらわないかんもんですから
こういうことになるのかなという
ふうには思いますが、20年度は
ふえていくのか。ふえていくんだ
らちよっといろいろと考えないか
なというふうには思うんですが、
その点はいかがでしようか。

○環境課長

警告ごみの関係でございますけれども、
まだ20年度の年度途中ということで、
19年度と比較しますとシールの使
用枚数は19年度よりは幾分減って
いるのかなということでございま
す。ただ警告ごみに関しましては、
今委員の言われたようにモラル、
そういったものの関係かとは思
います。ただこれを例えばしない
場合に、こういった現象かという
ようなことで、少しでも市民の方
一人一人に認識をしていただく
ということで今のところはこ
ういった不法なごみへの警告シ
ール、こういったものは続けてい
きたいなというふうには思
っております。よろしくお願いいたします。

○馬場委員

努力をするしかないわね。これは
警告はしていないかんし、私も
資源ごみの方の立ち番で入

てますけども、それはくちやくちやです。私はマンションの方が受け持ちなものですから、マンションの中でいろいろ指導してますけど、だんだんよくなってきましたけども、しかし可燃ごみはどうしても指導が行き届かない面があるものですから、全体的にモラルを何とか広報とかいろんなイベントで話をして、こんだけごみを分けないとお金がかかってますよ、1年間でこれだけむだなお金がいるんですよということも含めて広報にも、そしてまた機会があるごとに町内会の回覧板でも結構ですし、PRをしていただきたい、まげないよにということ警告をお願いしたいなというふうに思いますので、これは要望をしておきたいと思えます。

次に、生ごみの処理機のこと、19年度30基ということで、これも始めたころは人気がありましたが、途中で2万円から1万円にしたもんだからがたんと減って、それからもう意欲がなくなっただのか知らんけどだんだん少なくなってきてこういう状況なんですよ。ところが、安城市は要するに今回の新聞報道でもございましたけども、補正予算を組んで、そしてものすごい勢いでこの生ごみ処理機の要望が非常に来てるというお話がございまして、すごいなということがございました。これいきなりふやせということで2万円にしたんだけど、なかなか動かない。

これもしっかりPRしていくということと、今回この9月16日の広報で簡単にできる生ごみ、これはなかなか読んでみるといいなというふうに思いますが、ちょっと若干どこでもできるというように、手軽にできますよという形でやったと思うんですけども、以前にも段ボールでできますよというようにも御披露させていただきましたが、こうしたことを広報を読まん人はそのまま行っちゃうんだね。だから町内会の回覧板とかそういうところで御紹介することも私は必要ではないかなというふうに、かなり協力してくれるんじゃないかなと、こういうことを教えていくと、いうふうに思いますので、生ごみの処理機のPRと、それからこの生ごみに対する可燃ごみの減量化という

観点から、大いに進めてもらいたいというふうに思いますが、当局の御所見をいただきたいと思えます。

それからもう一つ最後に、今さっきよとご祭りの話がありましたけども、これはちょっと誤解されておる部分が多い。逢妻町でも知立市長、えらいことをやってくれたなというお話が来ておりますので、市長、ここで強く私じゃないよということを含めてお話をしていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○環境課長

今、生ごみの補助といいますが、利用の件数の減というお話がございました。これにつきまして、今御紹介がありましたように、広報の方で今、環境課の方でシリーズ的といいますが、いろいろな環境問題、環境に関する記事を載せさせていただいております。そういった中での一つの記事でございまして、そういったことでPRはさせていただきますけれども、なかなか伸び悩んでいるというようなこともございまして、今お話のありました町内会の回覧板ですね、そういったことだとかが機会があるごとに何らかの方法で市民へのPRといいますが、そういったことに努めていきたいと思っております。よろしく願います。

○本多市長

祭りだとかそういう行事の天候をどう判断するかというのは、今ほど難しいものはないというふうに思っております。

実はせんだって秋葉神社の祭礼がありました。あんな雨の中でやるのかなと思ったら、初めてでございまして、しかしあのおときも午後からあれが生まれて、1時半か2時ぐらいに一度明るくなってぱっと光が差したんですね。これはいけるかなと思ったら、3時から式典がありまして、式典が終わる時分にはまたどしゃ降り。ああいう天候が今日始終で起きているということもありますし、そこでよとご祭りで言いますと、よとご祭りにつきましては観光協会からよとごまつり実行委員会に、いわゆる観光協会も委託さ

れてるんですけども、そこからまた委託ということで今回は初めて実行委員会というのをしっかりとつくってやられたそうでごさいます、7時の判断というのは、私も7時ぐらいのときにはやっぱりこの天候だといつ降るかわからんのかなというふうに思っておりました。2本ぐらい電話をいただきまして、住民の皆さんから私のところへ、携帯を知ってるものですから携帯へ電話をしてきた人もおまして、実行委員会が中止をしたことは聞いていると、知っている。しかし、市長の権限で再考せよとこういう電話でしたので、それから実行委員会に私が連絡を担当からとり合ってやるというもなかなかかんないことを私考えまして、結果的には夜まで降らなかったんですよ。しかしそれは結果論であって、こういう気候の状況の中ではあの判断はやむを得ない判断だということで、私は実行委員会の判断を尊重させていただいたということでございまして、そこで天気いいじゃないかと言ってやれと言ったら、昼からスポット豪雨でやられちゃったとかいうことになりまして、今度は私の責任というよりも、先ほどちょっと答弁させていただいたように設備がありますから、設備・機械いいのかと、それから園児を出して園児たちはいいのかとか、そういうことが当然出てきますので、私は苦渋の選択であったかもしれんけれども、実行委員会の判断はやむを得ない判断だというふうに思っておりますので、ぜひ皆さん方も御町内へ行かれましたらそんなことを宣伝していただくとありがたいというふうに思っております。

これからは、さっきもちょっと答弁させていただきましたが、雨天対策、春まつりなんかだとすぼっとビニールをかぶして、それからちょうちんもかぶしてという雨天対策を、そういうのを想定してやりますけれども、たまたまよいとこ祭りは順延という制度を持っていますので、そういう中ではそういう対策を今まで講じられたことがなかったものですから、市民の楽しみにしておりますまつりでありますので、そういうことができるかどうか一層研究をしていきたいというふうに思っ

おります。

○久田委員

1点だけ教えてください。この主要成果報告書の87ページで、商工業振興補助事業ということで信用保証料事業補助金と、その下にも信用保証料事業補助金、商工業振興資金40件、経済環境適応資金46件、これっばかですかね。

○経済課長

この事業につきましては、保証協会の信用保証により融資を受けた市内の小中企業者に保証料の一部を補助するものでございまして。ここに内訳として信用保証料事業補助金として40件、それから同じく保証料事業の経済環境適応資金として46件でございまして。件数としてはこの件数でございまして、ちなみに昨年の件数を申し上げますと、上段が71件、下段が49件でございまして。ですから商工業振興資金の件数が減ったものでございまして。

○久田委員

それともう一つ教えてもらいたいですけども、商工業振興資金預託金で1億円を積んでおると、1億円を積んでおるんでしょう。金融機関で13店舗で市内の中小企業貸し付け先で貸付件数が46件で、貸付金額が2億414万円ということではないの。

○経済課長

これは1億円の部分につきましては預託金でございまして。ですからこれは御存じのように歳入の方でまた同額が入ってくるわけでございまして。これは市内の13金融機関に預託するものでございまして、今質問が出ました件数でございまして、これは市の方が1億円、それから県の方が2億円、合計3億円を預託する中で2.4倍、金額で申しますと7億2,000万円、これを予定するわけでございまして。ですけど最近におきましては実質19年度で申しますと、達成率28.4%で実質46件、2億400万円の結果となっております。19年度において実数から申しますと、昨年と比べてかなり減になっておるようでございまして。以上です。

○久田委員

結局預託するでしょう、県の方から2億円持ってくるよ、市の方から預託して、13個の銀行にば

らまくでしょう。それで貸付金額は2億400万円ということでしょう。46件しか借りてくれなかったということ。貸付件数46だもの。

○経済課長

こちらにございます46件と件数としては一致しておるわけでございますが、この件数とは違います。そういうふうで御理解をいただきたいと思えます。

○市民部長

今御質問者おっしゃいましたように、86件、信用保証料補助金、もちろん商工業振興資金と経済環境適用資金ということで払ってるんですが、さっき経済課長が説明しましたように、3億円を預託をしまして目標としては7億2,000万円を貸し出さなければいけないわけなんです、借りたいという方が現実にはだんだん18、19とかなり、特に18と19の間では120件から86件ということで大幅にマイナスということでございまして、ここ二、三年目標額を達していないという状況になってまして、2億400万円の貸出金であわせて86件の保証料を支払ったということの状況で、景気としては言っただけなんです、中小企業者の方がなかなか苦しい状況になってるんじゃないかなということがここからは予想されます。以上です。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩とします。

午後3時58分休憩

午後4時09分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。

○高笠原委員

お願いをいたします。

成果報告書の65ページ、高齢者福祉のところなんですけれども、説明のときに老人福祉センターが何かアスベストを除かなければ行けないというようなお話をちょっと聞いたんですが、そういうことってありますか。または八橋老人憩の家、昭和老人憩の家、この三つの中でそういうことって

ありますでしょうか。

○佐藤委員長

しばらく休憩とします。

午後4時10分休憩

午後4時11分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

老人福祉センターにつきましては、18年度に実施をしております。それで老人憩の家につきましては、該当するものはないと思えます。

○高笠原委員

従来から言われているアスベストの除去なんですか。それとも例えばアスベストの基準みたいなものが高くなって、今まで除去しなくてもいいようなアスベストがあったものが、基準が高くなったために除去しなければいけなくなった、そういうこととは違いますか。違えば違うと言っただけであれば結構です。

○長寿介護課長

今のお尋ねなんです、老人福祉センターにつきましては除去を完了してますので、それで今御心配になってみえる老人憩の家なんです、対応可能だと思います。除去をする物件ではないと思えます。

○高笠原委員

ありがとうございます。

それで57ページの、このところしょっちゅう小さな地震、大きな地震もありますが、震度3ぐらいのものがしょっちゅうあります。それで家具転倒防止の器具取り付けなんです、1年間で5件とこういうことなんですけれども、本当に少ないなと思うんですが、この点についてちょっとお聞かせいただきたい。

○長寿介護課長

これにつきましては、申し出がありました方のところに該当すればおつけするということなものですから、19年度におきましては5人の方しか御利用がなかったということで御理解をお願いした

いと思います。

○高笠原委員

もっと地震のときの家具の転倒防止という意味合いで、災害を最少に食いとめるという意味合いでも、もっとPRをしていったらいいのではないかなと、PR不足というかそんな感じはするんですが、今年度もやはり申し出があるまで待っている、それとも何かほかの手を尽くすということは考えていらっしゃるんですか。

○長寿介護課長

御指摘の点につきましては、年度当初に広報等で高齢者の福祉施策、このようなものがありますよということで広報に織り込んでいるわけですが、まだ周知がされてないということで、この制度があることすら知らない方がみえるかもしれませんので、周知するように努力させていただきます。

○高笠原委員

市営住宅とかそういう公営のところでは、大家である市が取り付けをしなければいけないのでみんなついてると思うんですけども、民間のところではその気がなければ件数もふえていかないだろうと思いますので、もう少し何か変わった方法で、広報で1回載せたからそれで終わりというのではなくて、ほかの回覧板の方法だとか、それから高齢者の人たち、そういうような人たちのところには何かほかの方法で周知ができるといいなというふうに思うんですけどどうですか。

○長寿介護課長

私どもの方としましては、対象となる方なんですけど、65歳以上の高齢者のみの方だとか、そのような要件ありますので、まだほかにも要件ありますが、そういうような方が大半なものですから、地区の民生委員がひとり暮らし高齢者の調査を行っていただきますので、そのときに民生委員の方から家具転倒の防止施策はしてありますかということを一言尋ねていただければ、してないよというような話であれば受け付けさせていただきますので、そのようなので対応していきたいと思っております。

○高笠原委員

民生委員からも前ちょっとお聞きしたことがあるんですが、お一人住まいの方、そういう方は民生委員の調査というんですか、管轄の範囲内にありますけれども、今、介護保険料はよく老老介護ということを言われておりますけれど、お年寄りの御夫婦で住んでらっしゃるこういうところには、民生委員は訪問したりというのがないわけですね。何か相談があればそれは民生委員の仕事として必要があれば行かれるとは思いますが、調査対象と言うんでしょうか、把握対象の中に入っていない。それで御夫婦のお年寄りの方も家具転倒防止もつけたい方もおみえだとは思いますが、そういうところに少し広がっていくという、災害から命を守るという点でお考えはないでしょうか。

○長寿介護課長

災害から身を守るということは大切なことなものですから、対象となる世帯の方、高齢者の方については世帯数全面わかっておりますし、例えば高齢者の夫婦世帯の方も世帯数はわかっております。その方たちすべて、御要望があるようでしたら取り付けることは可能なものですから、だけどそれをどのようにして周知をするかという、周知の方法が少ないかもしれませんが、できるとしましたら先ほども申し上げましたとおり、広報で周知するのが全員の方に周知ができる方法ではなかろうかと、ひとり暮らし高齢者の方につきましては、それは申し上げましたとおり民生委員が伝えていただくとか、高齢者だけの世帯につきましてはどうするかと言いますと、高齢者だけの世帯の方でも可能なものですから、在宅介護支援センターの職員がその担当地区でそこのおうちに行けるような対象の世帯の方でありましたら、支援センターの職員の方に伝えていただければ施工することは可能だと思います。

○高笠原委員

今、高齢者の御夫婦の御家庭でもそういう申し出があればやれるというそういうふうな御回答だったかなと思うんですが、実を言いますと、私、知立団地ですので、この間、敬老の日のお祝いと

ということで65歳以上の方に赤飯を全部配ったんですね。それで調べるすべがないもんですから、65歳というその線を引く、それで自主申告をしていただいたんです。それで1軒に一人ではなくて、御夫婦で65歳を超えてたらその方も対象とするということで、1軒で御夫婦でいただく方もたくさんありまして、まだまだ自主申告ですので漏れはたくさんありましたけれども、今年度で220件、お赤飯を受け取ってくださったんです。

それで自主申告で取りに来てくださいねということを最初の申し込みの時点でお知らせはしておいたんですが、15日の敬老の日、もうすっかり忘れていて、それでこちらから電話をかけたりとかいろいろするんですけども、今、防災の中では要援護者リストというそういうものの作成が大変難しい中で、高齢者のひとり暮らしではなくて御夫婦の方、そういう方も把握することができて大変よかったなとこんなふうに思っております。それでその申し込みのときに、もしも災害なんかがあったときに助けられるか助けられないかは別として、もしもよかったら電話番号も聞かせてくださいとか、生年月日もよかったらと言ったら、みんな言うてくださって、自然と要援護者リストができたというこういう感じになったんですね。そのときにももしも家具が倒れてきたらどうすればいいかねとかなくて、いろいろ相談を受けて、私たち団地の中は模様え申請をすればつければいいのでその点はいいんですけれども、何か中には普通の町に住んでいらっしゃる方がこの家具転倒防止をつけられないでいる人もいるんだよなんて教えてくださった方もありましたので、もっとPRの仕方によっては大勢の方に手を挙げていただけるのではないかなと思って、19年度のこの5件というものにちょっと寂しい思いをしたということがありますので、ぜひ大勢の人がこれを利用して転倒防止をつけて、そして災害から命を守るというところに重点を置いていただければと思いますので、今後のまた広報の仕方、そういうものに期待をいたしますのでよろしく願いいたします。

同じく56ページになりますが、日常生活用具給

付事業というのがあります。そして一般質問でもさせていただきまされたけれども、電磁調理器とか自動消火器とか、こういう給付事業があります。それで私は日常生活用具の給付ではなくて、貸し出しもぜひ知立市としてやっていただけないかなということを一一般質問をさせていただきました。それで電動いすとかそういうものは補装具だというようにお聞きをしたんですが、社会福祉協議会でこれを貸し出しをやってますよね。結構多くの方がこれを利用してらっしゃるもんですから、この電動いすとかたただの車いすとかそういうものだけではなくて、もっと品目をふやしたらどうかとこういうふうに思うわけですけど、そういうお考えはありませんでしょうか。

○長寿介護課長

56ページに掲載されております日常生活用具給付事業は、在宅福祉事業の一環として高齢者の方に対して行っているものでありまして、御存じかもしれませんが、電磁調理器につきましてはおおむね65歳以上であって心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者の方に対して行っております。これも基準額がありますので、ある一定の基準額に応じて給付を行ってまして、その方の所得に応じまして自己負担金が出ます。それでここに私どもの課で行ってまはるは、給付ということで電磁調理器と火災報知機と自動消火器の3点しか対象になっておりません。よろしく願いいたします。

○高笠原委員

これは給付事業ですから与えるんですよ。私はこの給付事業はこれでわかりますけれども、貸し出し、その事業をやっていただけないですかということなんですね。一般質問のときにあれしたのは、介護支援ベット、これを刈谷市も安城市もやっていらっしゃって、介護保険のように1割負担でやっていただけるんですね。それで新たに給付じゃなくて貸出制度、そういうものをつくっていただけないかなというこういうお願いなんです。お願いをいたします。

○長寿介護課長

私どもの課としましては、対応できますのは今、介護保険法に基づく福祉用具のことだと思いますので、それ以外のことは私は考えておりません。だから介護保険で対応できるものにつきましては、介護保険の方で対応させていただきたいと思っております。

○高笠原委員

高齢者福祉ということで、福祉課長の方ではいかがでしょうか。

○福祉課長

今現在、障害者の場合は補装具ということで国の基準のメニューで給付しております。貸し出しについては市独自ではやっておりません。社協の方が車いすの貸し出しをやっております。それ以外は今のところ現状は貸出制度というのはございません。各市とも障害者についての補装具の貸し出しは、国に基づいて制度上ないものですから、障害者の関係もやっておりません。ただ単独でやる場合のケースとして社協が車いすの貸し出しをやっておるのが実態です。これも10台、20台、寄附があった場合、社協の方がそれをキープして取り扱って貸し出しをしているという実態でございます。

○高笠原委員

刈谷と安城市のお話を私ささせていただいたんですけども、先ほども介護保険と同様な貸出制度を、介護保険ではないんだけど貸出制度を持っていて、支援ベッドが1割負担で借りれるんだというこういう制度なんです。9割を市担なんですよ。そういう貸し出しをやってるんですね。それで安城市、刈谷市がこうやってやっているのに、知立市もどうかというこういうことなんですけど、うちはやってませんで終わりにしないで、そういうものもやれるのかどうか考えていただきたいなというふうに思います。今後の課題として考えていただけますでしょうか。

○福祉課長

今やってる実態が、例えば安城市はシニアカー、いわゆる電動つきの車いすではございませんけど、モーターのついたもので貸し出しをやってると

思います。これはあくまでも2台ありますけど、寄附があったと。寄附があった中でそれを市民の方に利用していただくということで今単独でやっていると思います。これは障害者の関係で単独でやっておると思います。それ以外はどうだと聞いてみましたら、それ以外はやらないよと、マットにしるベッドにしるやらないよと、これは特別だと。これはいわゆる障害者の観点でいくと、身障の下肢の方、3級以上、2級以上という重度の方の利用の方に補装具として支給していくという制度ですから、これはやらないと言ったらおしまいですが、やるとしたならば単独でそのものを持ってばいいんですけど、いろいろ貸し出しするにはメンテナンス、それからその貸し出しが市でやっている中でいろんな業務が伴ってくるといったいろいろな諸問題がございますもんですから、各市の状況も1回確認してから今後の研究課題とさせていただきますと思います。

○高笠原委員

私はそのシニアカー、外出どきの補助というのでいろいろお聞きしたときに、結構あるようなことを言われておりましたよ。それで業者がきちんと据えていくと。業者の方に連絡をして据えてもらおうと。本人負担は315円としたんで、2,835円で貸し出しをしてるとこういうことで、日常生活用具と言うんでしょうか、そういうようなものがいわゆる一つでも範囲が広がっていくというそういうことでは私はいいいと思いますし、それとこれからの高齢化社会で全部介護保険で見ようとする、すごく大変だと思うんですよね。軽いうちにいろんなものの日常生活用具の貸し出しをしてもらうことによって、介護保険を使わなくても生活できる人もたくさんみえると思うんですよね。だから高齢者福祉としてそういうところを考えていただければなというふうにするわけですが、もしそういうお考えをしていただければいいと思います。

それから同じ高齢者福祉ではありますけれども、敬老祝い金であります。57ページですね。88歳と100歳の人。それで行政評価の中でこの問題を取

り上げていらっしゃる。高齢者がふえてくる中でもっと温かくしてあげたらどうだということが出ております。行政評価の中の4ページから始まっていきまして、老人クラブとかそういうものが書いてありますけれども、先ほども老人クラブへの加入率というものすごく少ない。それで60歳から加入はできるんだけれども、まだ年寄りじゃないよといって入らない人もいっぱいいると、そういうようなお話の中で敬老祝い金、そういうものをふやしたらどうかと、そういうふうなことがこの中に書かれております。それで先ほど私は団地の中での赤飯のお話をしたんですが、あのときほんのわずかなお年寄りのお口に入れるとしての1食分ぐらいしかないわずかな赤飯なんだけれども、みんな受け取ったときにありがとう、ありがとうとこういうふうにして、ありがとうありがとうと言って持っていかれるんですね。そういう姿を見ますと、私はこの今88歳と100歳の敬老祝い金、最高の方もありますけれど、そういう人たちにだけじゃなくて、広く浅くとかそういう形でいろんな種類をふやしていただけないかなとこういうふうに思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○長寿介護課長

考えとしましては、老人クラブに加入している方を対象としてはいけませんので、敬老事業というのは、地域に住んでみえる高齢者を対象として皆さんで祝っていただくということを市は考えております。それで行政評価委員会からの提言であります。数えの80歳、数えの90歳、卒寿の高齢者の方に祝い金を配付したらどうですかというような提言をいただいているわけですが、以前も10数年前になると思うんですが、対象者の方、今の88、100でもなく、対象は広くて金品等を配布をしていた時代もあったと思います。それでそうでなくて、地域の方、地域の方が住んでる高齢者の方を祝っていただくような形に変えさせていただきました。それで現在進んできておりますので、多くの方が老人クラブに入っていたら、そこで地域の方に祝っていただけるようになりますので、

そのような方式をとっていきたいと思いますので、拡大するというような考えは私は持っておりません。よろしくお願ひします。

○高笠原委員

みんな60歳になって、すべての人が老人会に加入すれば老人会の加入率も上がっていくわけで、それから市が出すものもそういうところで恩恵を受けるかもしれません。しかし、これも任意ですよ、老人会に加入は、強制ではなく任意です。だから80になっても81、82になってもおれは年寄りじゃないという、そうやって怒る人もいます、誘うとね。みんな体は言うことが聞かなくなってきてはいるけれども、気持ちは青年なんですよ。それでつえをつきながら歩いていても、おれは年寄りじゃないといって怒るぐらい、こういうあれの時代で、皆さんは自分を大事に自由に生活をしてるんです。だからそういう人たちにどうしても敬老会に入りなさいとこういうことはできないと思うんですね。

だから私、午前中の就園奨励費のその話をしたときに、幼稚園にも保育園にも入っていないお子さんが0.8%ですかいらっしゃると、そういう人たちも就園奨励費というものがあるのだから、それを有効に使って保育園に入りなさいとこういうふうにしなさいとこういうのでこの行政評価委員会の中では書かれているわけです。それとまた違うかもしれませんが、この老人会に入らなくても広く浅く市内のお年寄りの人にお祝いをあげたらどうかと、そういうことなんです。言われることはわかりますけれども、そうすると老人会に入っていないければ何のお祝いも受けられないとこういうことになるわけですか。

○長寿介護課長

私どもの方の考えとしましては、お願いをしますのが、市の老人クラブ連合会の方にお願ひをしておりますので、そうしますと老人クラブの方に直接おりにていってしまいますので、対象が老人クラブに加入してみえる方になって現在いるかもしれません。だけど私どものお願ひの仕方といいますのは、地域に住んでる高齢者の方を皆さんで

祝ってくださいねというような形でお願いをしておりますので、そんなのは無理ですよということを言われてしまうとそうかもしれませんが、市の方の考えとしましては地域に住んでる方を地域の高齢者の方が皆さんで祝ってあげるという形でお願いをしております。だから老人クラブの加入、未加入にかかわらず地域で高齢者の方を祝っていただくような形でお願いをしております。よろしくお願いをいたします。

○高笠原委員

そういうお考えであると堂々めぐりをしていくとこういうふうには私は思います。老人会の方に地域の皆さんと御一緒に祝ってくださいというふうにお渡ししても、それは未加入の人のところにまで行くという保証は何もないわけですから、じゃあその地域の皆さんと御一緒にという渡したものはどういうふうに使われるのか、そこはきちんと報告を受けていらっしゃるんですか。

○長寿介護課長

この敬老事業につきましては、収支決算がすべて出てきますので、市の方からお渡しした委託料の精算につきましては、すべての単位老人クラブの方から収支表が出て参ります。だから何に幾ら使われたかもすべてわかっておりますということですのでよろしいでしょうか。

○高笠原委員

そういう報告書ができて、何に幾らつかったというのが出てくると。だけど、どこのどなたにどういうものをという、そこまではないでしょう。ということは、老人会に加入してる人に手厚くわたっているという可能性は大じゃないですか。だからそのときだけにこだわって、私たちは地域のお年寄りの方に一緒に祝ってくださいと言って渡すんだといわれるけれども、実際の使われ方は違っているのではないかと思います、その点はどうなんですか。

○長寿介護課長

説明の仕方が非常に悪くてすいませんが、何度も同じことしかお答えできないんですけど、考え方が10数年前に金品を配布してた時代もありまし

た。その時代から方式を変えさえていただいて、地域ごとに地域の高齢者の方を皆さんで祝っていただくという方針に変えさせていただきました。それでまた昔みたいな方式になってしまうんですよ。表現が悪いかもしれませんが、ばらまきと言うと高齢者の方は非常に御立腹されると思いますので、対象の方にすべて行き渡るような方法をとれば一番いいかもしれませんが、その方法というのは私の考えで申しますと、例えば町内会組織の方をお願いするにしても、町内会組織に100%は加入しているかといえはしていませんよね。そうするとそういうような場合にどのような方式をとって継承していくのか、それで例えばこの敬老事業をやめてしまつて敬老祝い金方式に変えるという方法もあるかもしれません。そうすると例えば傘寿の方と卒寿の方だけが対象になってしまった場合、その地域に住む敬老事業の対象となる方はどのような形で祝ってあげたらいいのかというようなまた問題点も出てきますので、今やっている方式を御理解いただくしかないと思います。よろしくお願いをいたします。

○高笠原委員

市の方ではこうやって88歳、100歳、こういうのは住民票の中からきちんと把握されたものだと思うんですね。さっきばらまきという話がありましたけれども、例えばこの年齢を88ですけど80歳に下げたとします。だけど町内で把握するじゃなくて市の方できちんと把握ができるんじゃないですか。漏れるなんてことは出てこないわけですね。住民登録がしてある中から80歳なら80歳の人を抜き出していくわけですから。市の方がやることについては何も漏れることはないわけです。先ほどから言われているように、町内の方たちに地域の高齢の人たちを祝ってくださいとこうやって挙げていけば、どんどんどんどん漏れていくんじゃないですか。だから知立市民が漏れないように、年齢ももう少し下げるなりランクをもっと細かくするなりして、もう少しこれ88歳、100歳じゃなくてもうちょっと小刻みにして、どれだけふやすかわかりませんが、80歳ぐらいから始まると

かそんなふうにしてやっていったらどうでしょうかというこういう提案なんです。

もう何年前かに制度にこうやって変わりました。そのときに同じ団地の方でおじいちゃんが、僕来年もらえるんだよと言ってすごく喜んでみえた。ところがこの制度になってその人は外れたんですよ。それでとてもがっかりされて、それで何でもこんなことになったの、何でももらえないのと言って、金額の高さじゃないんです。品物の中身じゃないんです。お祝いをいただくというところにもものすごく感激をするわけですよ。その方は去年いただけたんです、この88歳のものです。それでわざわざ私のところにまで電話をくださって、私にありがとうございましたと言うから、いや私が出したんじゃないよとそう言って、ちゃんと市が決めた年齢のところまで達したからお祝いしてもらえたんだよとそう言って、あのときは悲しかったなと言って、今回はもらったからありがとうと言ってわざわざお電話をくださった。それぐらい楽しみにしていたものがある日突然翌年はもうもらえなくなって、来年もらえると思って喜んでいたのももらえなくなって、こういう制限とか区分が少なくなつたということなんです。私はやっぱり今も言ったように、ほんのわずかな赤飯でもありがとうありがとうと言って本当に赤飯を額にすりつけるようにして持っていかれる姿、来年もまたこれもらえるかな、生きてるかなと言って皆さん持っていかれるんですよ。私、その姿を見るとやっぱり本当に物のいい悪い、金額の高い低いという問題じゃないんだという、そここのところが言いたいんです。だからこの88歳の人で116名みえるわけですよ。これからの高齢化社会で本当にふえていくかもしれないけれども、今言ったような対象を拡大をしていただけないのかなとそういうふうにするわけですよ。保険健康部長、どうなんでしょうか。

○保険健康部長

敬老金の件については本会議で佐藤議員からの御質問もありまして、私は今課長と同じような答弁をしておったんですけども、市長の方からは

度この際対象年齢の拡大をもう一遍研究してみたいというようなことを多分答えたはずでありますので、一度研究させていただくということで御了解いただきたいと思います。

○高笠原委員

ずっと聞いてまして、老人会の方をお願いをしてやってもらってるんだというそういうずっとお答えでした。それは本当に今、88歳と100歳のこの116人とお二人なんですけれども、その方たちにどういう形で渡っているのか、老人会を通して渡っているのか、市が直接こういう人たちにこの88歳、100歳の方に直接お渡ししているのか、そここのところをちょっと聞かせてください。今、研究したいというお話、保険健康部長さんからありましたけれども。

○長寿介護課長

大変失礼しました。敬老金につきましては、民生委員の方を通じまして配布をさせていただいております。それで100歳、最高齢者の方につきましては市長の方から渡していただいております。88歳の方はすべて民生委員を通じてお渡ししております。

○高笠原委員

いわゆる老人会を通して渡されてるのではなくて、市の委嘱をされた民生委員から渡していただいているという、いわゆる市がきちんと渡してらっしゃる。それから100歳の方については広報などでも市長が訪問してるところの写真も出ておりますので、市長がお持ちしてるんだというのは私は見ておりましたけれども、そういうふうできちんと市がお渡ししてるんだということであれば、その点はわかります。それでいつぐらいまでに研究、検討していただいて回答をいただけますでしょうか。いわゆる行政評価委員会の中でこのように言われているわけですから、やっぱりこれに対してはそれなりの対応をしていかなければいけないとこういうふうに思いますので、どのぐらいまでの間にやっていただけるのか。それで私は細かくと言っても何段階でも別に言いませんでしたけれども、この中では三つのものにしたらどうか

と、そういうふうには最高齢のお祝いと喜寿の祝い、米寿の祝い、こういうふうには行政側の責任において実施してほしいとされていたと。そこで一つの改善策として今後新たに二つのお祝いを追加すればということをご提言していらっしゃるわけですので、このように研究されるのか、それからいつぐらいまでに回答を出していただけるのか、そこをお聞かせいただければと思います。

○保険健康部長

近隣の各市の状況もちょっと調べさせていただきました。財政当局との協議もごさいますし、来年度の当初予算に向けて研究させていただきたいというふうに思います。

○高笠原委員

市長がそういうふうにおっしゃってくださったんだろうとこういうふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます、当初予算でということ。ありがとうございます。

それで脳ドックの方なんです、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

成果報告書にも載っておりますけれども、保健センターが出していただきました19年度知立の健康、このところに脳ドックのことが詳しく出ております。知立の健康というところの30ページのところに出ております。それで対象者の方が40歳以上の市民というふうなことで、最初はたしか100人でしたか、それが希望者がすごく多いということで翌年倍にして200人にして募集をされたと思うんですが、それで200人ですから200で切るわけですが、応募した実際の数ほどのくらいあったか聞かせてください。

○健康増進課長

それでは私の方から、平成18年度で563名、平成19年度で474名、ことし540名の方々の申し込みがありました。以上です。

○高笠原委員

ことしはもう募集は締め切って、200名を抽せんしたとそういうふうではよろしいですね。それでこれは19年度のものなんです、報告がされてるわけですが、何かの都合でお一人、当たった

方が受けられなかったんだろうと思うんですが、199とこういう数が出ておりますね。それで異常なしが100人、要観察が83、要精検が16で、いわゆる半分の方が何かしらでひっかかっているというふうには考えてよろしいでしょうか。

○健康増進課長

異常なしというところで、この検査によってそのまま脳血管における部分では全く異常なし。要観察については多少細かい血管のところでは少し固まりがあったということで、要精密検査には至らないんですけども、経過観察が必要というところにあると思ひます。以上です。

○高笠原委員

要観察の方も83名ですね。それで今も言われたように細い血管に固まりがあったりと、全員ではないんですけども、そういうものも見つかってきているということで、私、最初これを始めたときに募集が100人が、余りの多さで翌年200人にして、そしてまた今200人なんですけれども、これだけの方たちが今年度も540人の方が申し込んで、そこから200人ですから、340人が漏れるわけですね。すごい競争率ですよ。それで何か金額を多くしたり人数をふやしたりなんかばかり要求で申しわけないんですけども、この脳ドック、もっと市民の健康をしっかりと守っていくという立場から200人では足りないというふうには思うんですが、担当としてはどのように思ひていらっしゃるんですか。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩をいたします。

午後5時00分休憩

午後5時09分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長

先ほどの主要成果の87ページの商工振興資金の預託の関係でございます。ちょっと訂正と追加で御説明を申し上げます。

46件ということで2億400万円ということでご

ざいます。これにつきましては、上段にございます商工振興資金の内訳でございますが、これが86件ではないかということでございますが、これはまず保証料の関係につきましては19年度中に申請があったものの件数が拾ってあります。なおかつこの下段につきましては、貸し付けの件数、今申し上げた商工振興資金のみの貸し付けの件数ですので、必ずしも一致するものではございません。年度をまたがったりしますので、当然、そういったことでたまたま46件、これ下の件数と一緒になっておりますが、そういうもので御理解をいただきたいと思っております。ですから今回46件ということで、40件ですが6件は翌年に上がってくるというような、20年度の件数の中に入ってくるというような格好になるわけでございます。年度をまたぐというような、ですから必ずしもその年度でそれが保証料の申請の中に挙がってくるとは限らないわけでございます。以上でございます。

○健康増進課長

去年の段階で563から474に下がったというところで、状況を見てというところでお答えさせていただいておったと思っておりますが、さらにまた今年度540というふうに応募者の人数がふえましたので、これ今受診できる市内の医療機関は秋田病院と富士病院にお願いしておりますけれども、その受け入れ先の医療機関と医師会ともちよっと協議をしながら検討をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○高笠原委員

こんなにたくさんの方が受診を希望してみえるので、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。受け入れ体制のこともあるかと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

それで知立の健康の今、脳ドックのところでは30ページをしましたが、その1ページ前の29ページのところで前立腺がん検診と、これがあります。それで今死亡率の高いがんの中でこの前立腺がんがとても死亡率が高いということが言われております。それで年1回すこやか健診で受けるけれども、あとは集団健診で保健センターでやることと、

あとお医者さんでやってくださると、こういうふうにありますね。それでこもすごく受診者が伸びてきておりまして、受診率がここに書いてありますように21.0%とこういうふうに書いてありますね。それで要精密検査、こういうところで89名の方がここにひっかかってきて、精密検査の結果、本当に前立腺がんだったり前立腺肥大だったりというふうで、この方たちが手術や何かをやったのであれば、12名の方がいろんな点で助かったのではないかとこういうふうに推測をいたします。それで医学が進んできたと言えども、この前立腺がんが死亡する人が最近はずごく多くなってきたということなんです、これもいわゆる今のこういう脳ドックと一緒に、もっと受診がされるようなそういうことをもっとPRをしていただければなとこんなふうに思うんですが、今この前立腺がんについてはどのようなPRの仕方をしていらっしゃるのか、基本健診のすこやか健診の中で1回流だけと言ったらあれですが、少し注意をして皆さんが健診を受ける、受診をされるというこういう状況をつくっていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

○健康増進課長

今現在、周知の方法としましては、広報で周知をさせていただいております。すこやか健診、集団で行っている肺がん等の実施時期にあわせて前立腺がん検診も行いますというところで広報で流させていただいております。すこやか健診、または特定健診につきましては、個別にこの前立腺がん検診もあわせて行いますというチラシも入れさせていただいております。まだまだ1,140人というところにありますので、さらに受診率を高めていくべくいろんな周知の方法を今後も検討していきたいとふうに思います。以上です。

○高笠原委員

ぜひ市民の命を救う、手術をしないうちに何とか治る方法もあるそうですので、少しでも皆さんが助かるように努力していただきたいなというふうに思いますので、お願ひをいたします。

それから58ページになりますが、障害者福祉と

いうことで先ほどもほかのところで聞かせていただきました。それでこの中でけやきのことが載っております、社会法人へのけやきに対してやっていること、それから一番下では今度の第2けやきの問題、このことが書いてありますが、先ほど課長が一生懸命強調していただいたのがずっとひっかかっておりますので、ちょっとお聞きをするんですけども、激変緩和で80%だったものが90%に保証もしてくれたけれども、また10%減収でありますよね。それで日払い方式をずっと堅持しながら経営をやっていたわけですけども、とても苦しいんだとそういうふうには先ほど課長、言っておられました。その実態というのはどういふものなのか、そこのところを少しお聞かせいただければと思います。

○福祉課長

激変緩和ということがございました。確かに90%まで補てんするという国の方策がありました。これで90%に一応足らずまいを補てんし、それからけやき自体も運営が苦しいということが見えますから職員配置も変えて、前の質問にもございました、お答えとしましては副施設長がやめられたと同時に補充はしなかったといったような方策もとっておられます。それとことしの20年度、いわゆる報酬単価が4%国が上げております。したがってけやきが八十五、六の場合ですと90人ちょうどなりますから、今補てんはしておりません。ですから今年度については何とかけやきの運営がうまくいっているんじゃないかなという、いわゆる補てんはしておりませんから90%で今落ちついておると。夏場になりますとやはり通う方が減るかもわかりませんが、これもちょっと一度実績をいただいて、補てんしなければならぬ場合は補てんしていくということでございます。それで先ほどもお答えいたしましたけど、これ新体系に移る前の旧体系の形でいわゆる単価でやっております。新体系に移りますと報酬単価が下がってしまいます。これはまた厳しくなってきます。ということは21年度からけやきが新体系に持っていくと、就労移行支援事業と就労継続支援A型、

B型の事業を第一、第二とあわせて運営していく中で、新体系が単価が下がりますからもっと厳しくなります。しかしながら、国が21年の3月でもって円滑事業が廃止されます、いわゆる臨時特例交付金の制度終わってしまいますので、恐らく想定されることですが、単価アップされるじゃないかという見直しが行われるという想定で今期待しているということで先ほどお答えいたしました。以上でございます。

○高笠原委員

よくわかりましたけれども、新体系になると単価が下がるとそういうことで、また一層今度苦しくなると。今はちょっと気候的に落ちついて皆さんが通ってくださるからあれですが、夏場になると大変だろうなということで、そのときには補てんをしたいとそういうことですか。今は補てんはしてないけれども、そうなったときには補てんをしたいとそういうことですか。

今までは世帯でいろいろやってたけど、個人単位でいろいろやるようになったから、そのところもすごく障害者の自立支援法ができたけれども、少しもといったらあれですが、いい制度ではなかったなとこんなふう思うんですが、そんなところの感想はいかがでしょう。

○福祉課長

この制度については、確かに先ほどの負担というのが制度が変わりました。皆さんから応能的なものが変わってきたと。1割負担だよというふうで、低所得者の方についても取っていくという形で、上限額は多少は低くなっておりますけれど、低位置の世帯について年金受給者だけの者の方についても取っていくと。最初は1万5,000円取るよというような話で出てきたわけですけど、いろいろ国の方も低所得者に対して負担がかからんように考えながら、現在抜本的な改正ということで措置として1,500円が上限額だよと、1万5,000円が1,500円ですよというふうまで落としてきておるということでございます。やはりこの制度については最終的には低所得者の方については負担をかけない方向で進んできておるといふのは、最初

からそうであれば一番私はよかったんじゃないかなと思っております。ただ所得の多い方は平均的に下がっております。昔は階層がずっとありました。D7まで所得のある方はぐっと取るようになっておりました。しかし、極端に7万、8万と。ただ今の制度ですと最高額3万7,000幾らということになっておりますので、高い方はそうは影響がないよと。しかしながら低所得者に負担がかかっているよということで、制度上、国が変えてきておると。そういった総合的利用者負担、食事負担、いろんな面で大きな影響、また事業所の方も非常に単面的に厳しい中でいろいろ国が変えてきておるといいますから、最初の一步がちょっとうまくいってないんじゃないかなというのが痛切に私は感じておるところでございます。以上でございます。

○高笠原委員

丁寧に説明をしていただきましてありがとうございます。本当に一番最初、この自立支援法ができたときに、どうなっていくんだろうと大変心配をしたわけで、けやきも大変苦しまれてやっとここまで来てこられたわけですが、やっぱりこうやって何回も何回も手直しをしていくということは、最初にできた自立支援法、この法律がもう欠陥なんですよ。今これは障害者の自立支援法ですけど、ここのところずっと騒がれているのが後期高齢者医療制度、話は違いますが、今は選挙目当てかどうかはわかりませんが、見直しをやるんだとか、だけど見直しの内容は見えてこないわけで、どういうことをやってくれるのかそれはわかりませんが、そうやって法律をつくって下におろしてきて、国民・市民の皆さんがこの法に従ったことでやっていかなければいけないときに、こうやって次から次へと手直しをやらなければならないという法律自体は欠陥なんだろうとこんなふうに思いますが、ぜひこれは国や県に物を言っていくとこういうことは大切だと思いますし、苦しいときには市がきちんと補てんをしてあげるとそういうところは約束をしていただきたいとこんなふうに思っています、こういう欠

陥制度を次から次へつくっていく政府は本当に情けないとこんなふうに思います。市長、どうでしょうか。こういうふうで障害者の方々、大変働きたくても健康な方とは全然違う働き方をやらなければいけない、そういう中でやっぱり国がきちんとした制度を最初からつくっていかないとけないという、こういうふうに思っています。この制度自体は欠陥だろうとこういうふうに思いますが、国や県にそういうこともきちんと申し出ていただきたいなど。そして苦しいときには市がきちんと補てんをする、そういうことを約束していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○本多市長

今話が出ましたように、後期高齢者医療制度もそうありますけれども、国が官僚の皆さん方が知恵を絞ってつくられた制度だということはわかりますけれども、介護保険のときもありましたし、自立支援法もありましたし、今回の後期高齢者でもありますけれども、全部欠陥だと言ってしまうと制度そのものを廃止せないかんとということになるわけですが、私自身は今の後期高齢者でも本当に考え抜いた、制度としては割合画期的な制度かなというふうに思っていますけれども、しかしそこには欠陥がどこか地方の方で生まれてくるということで、我々の地方の意見が入ってないんだということ、自立支援法にいたしましても今回の後期高齢者にいたしましても非常に強く感じますので、県の方でもいつも申し上げておりますのは、今回の後期高齢なんかはまさに保険者は県がやればいいんですけども、消防と同じように広域でやったわけですが、結局そのツケが全部地方に来ているということでありますので、やはり地方分権と言いながら、なかなか地方の声を吸い上げた中での制度づくりがなされていないというところに一番の問題があると思いますので、そういうものも私の方からというよりも県が国の方にしっかり申し上げていっていただかなければならないというふうに今私は痛切に感じておりますので、そういう点では制度の欠陥はあったことは十分私もそう思っておりますので、結局市として何

かの対応をしていかないかということになりますと、すべて市の持ち出しと。後で制度改正があってもそれは補てんされないということになりますので、これは変な話、早くそういうことの手だてをしてしまった市がいかにも損をするような、そういうこの制度づくりはいかんじゃないかということで間違っておったと、このことを改良したら、その分は後で補てんしてくださいよとこままで今私が申し上げておるわけでありませうけれども、そういう点ではどうなるかわかりませうけれども、とりあえず予算的に措置ができたり、負担が軽減されるようなことがあれば市は単独で対応していくことが結構あるであろうというふうに思っております。

○高笠原委員

ぜひよろしくお願ひいたします。

あと一つなんです、83ページに不燃物処理場の整備事業とこういうものが載っております、昨年度は門扉ですか、そういう改修工事をやられているわけです。それでこの不燃物処理場のところに学校の教育というか、そういうことで子どもたちが見学に訪れたりをしています。そしてトイレがどっすん便所というかそういうもので、子どもたちが大変怖がったりして、そしてあそこで働く人たちのトイレを使わせていただくというそういうふうな現在なっております。それで小さな子どもたちは、どちらかという現在の自分たちの家でも腰かけ式の洋式トイレだったりそういうふうにするわけですが、ぜひあそこの処分場のトイレを直していただきたいなとこういうふうに思います。

それと水を飲む施設があそこにはないわけで、あそこに働いてる人たちにお願ひをしてお水をいただくというこういう形をとらないと、裏のところにある手洗いのところまで行かないといけません。そういうことです。それで子どもたちの教科書と申しますか、そういうものにもごみの施設を見学したりそういうするものがあります。それで今環境という問題で子どもたちがごみや何かを気にしたりしているわけですので、ぜひあそこの処分

場のところにトイレを直していただきたい。今現在ありますけれど、あれを直してきれいにさせていただきたいと。それといつでもお水が飲めるような、来客者がお水が飲めるようなそういう水飲み場をつくっていただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○環境課長

今御質問の不燃物処理場の方、そちらの方にトイレ、水飲み場というようなお話でございますけれども、この件につきましては以前にも御質問がございました。それで私の方もいろいろそういった対策ということでいろいろ検討させていただいたわけなんですけれども、今考えておりますのは、施設的にも老朽化といいますか、そういった関係で全体計画の中でトイレなり水飲み場の設置、そういったものも検討していきたいというふうに考えておまして、まだ今現在あります管理事務所の方が今すぐ手当てをしなければいけないというような時期に達していないというようなことで、そういったものとあわせた計画というふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○高笠原委員

子どもたちが見学にみえたり勉強にみえる時期がいつと想定されていらっしゃるんですか。

○環境課長

子どもさんにつきましては、今4年生だと思ひたんですけれども、うちの方からもごみの行方と申しますか、そういった冊子を各小学校の方へ配らせていただいております。そういったことでみえる時期は多分6月ぐらいだったかなというふうに記憶しております。

○高笠原委員

小学生の方が勉強にみえるのが6月ぐらいということですが、あそこの不燃物処理場は一般市民の方が祭日以外はほとんど多くの方が使ってみえます。それでたまたま子どもたちが夏のときに大変困ったというのは一つの例でありますけれども、一般市民の方があそこをしょっちゅう使うというそういう考えに立っていただいて、ここをきちんと改修していただくという、今先ほどの説

明の中では全体計画の中でというこんなふうに言われましたが、全体計画というものはどういう計画なのかもあわせてお聞かせをいただければと思います。

○環境課長

全体計画といますのは、まだ具体的にはどこがどうという格好のものは持っておりませんが、そういった時期に近づいたときに計画をしていきたいということで考えております。

○高笠原委員

そういった時期というのはいつなんでしょうか、ちょっと明確に聞かせていただければと思います。

○環境課長

先ほど言いました管理事務所、そういったものが建てかえといいますか、整備しなければいけないという時期が来たときにトイレなり水飲み場、そういったものをあわせて考えていきたいということでございます。

○高笠原委員

管理事務所を建てかえると、これが計画なんですね。ただその時期はいつなんですか。来年度早々なんでしょうか、

○環境課長

来年度早々ということではございませんけれども、今のところまだ5年というようなスパンでは耐えられるというふうに考えております。

○高笠原委員

5年間待ってくださいとこういうことですね、はっきり言えば。管理事務所の建てかえが5年ぐらい先ということなんですね。そのときにトイレ、水飲み場を一緒にとこういうことですか。そのところをちょっとはっきり聞かせていただきたいと思います。

○環境課長

5年と言いましたけど、私の個人的な見解で申し上げたわけですが、ただお話を実際に聞いてみますと、子どもさんのトイレがなかなか、先ほど言われましたようにくみ取り式がなれないということでございますけれども、私どもの方も見学等あるときには学校の方に連絡させていただ

いて、できるだけ用を足してから来ていただくというようなお話をさせていただいておりますし、何とか先ほど言いましたようにトイレだけの修繕ということでは今のところ考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高笠原委員

部長どうなんでしょうね、私もこういうことは言いたくないんですけども、出物はれもの所嫌わずで学校から出るときに用を済ましてきて、そのときの体調もあります、またすぐ行きたくなるというこういうことだってあります。それみんな個人差はあると思ひます。衣食住の次には、どうしても衣食住とあわせてトイレはつきものじゃないですか。それを学校から見学があるときには、あそこのトイレはどっすんでくみ取り式だから、もうトイレに入ってあとはもう学校へ帰るまでは我慢するんだよと、こういうことはちょっとおかしんじゃないかと思ひますけどどうでしょう。

○市民部長

今、不燃物処理場の整備の件について、環境課長の方からる説明をさせていただきましたが、基本的な考え方としては今は不燃物処理場にいわゆる皆さんの回収する部分の場所の整備ですとか倉庫ですとかそういうものを幾つかつくらせていただいて、一定の市民の方が廃棄物を確保するという、捨てるという部分については確保ができたろうなというふうに思っています。ただ事務所がかなり古いものでありまして、建てかえが木造というか鉄骨のようなものでございますので、改めて今全体計画をとということを多分担当課長の方は申し上げたことだと思います。ただ御質問の中でトイレの問題と、それからもう一つは水飲み場の問題があろうかと思ひますが、トイレについては今下水管が知立自動車学校のところまで来ています。あれからその不燃物処理場のところまで引いてくるということについては、相当な費用がかかってきますので、これを計画的にやろうということになると少し年数がかかるだろうなと思ひていますし、今研究というわけではないですが、バイオテクノロジーを使ったトイレというものも

少しアイデアとして提案が来てますので、そのあたりも少し研究をしたいなということがありますので、その5年という年数ではないですが、今のところ基本的な計画も立っておりませんので、改めて不燃物処理場の整備計画、事務所以外にも例えばリサイクルのものをどうするのかとか、そういうことも含めて総合的に計画をちょっとして、実施計画に挙げていかないといけないのではないかなというふうに思っています。

水飲み場の件でございますけども、確かに来た人が水をちょっと飲みたいけどもということなんですけど、実際に来客者でおみえになられる方は幾ら長くても30分以内で終わってきますので、来客者の方に水飲み場がというのはちょっと考えにくいのではないかな。そうするとあそこで勤務されておられる方への水飲み場ということになりますので、これは職員と同等な取り扱いをしてますので、あえて水飲み場を市の方が職員のために用意するということは、一般の行政職も含めてなかなか難しいことかなと思っています。ただ勤める場所が炎天下でございますので、そうするとそういう問題も考えなければいかんと思うけども、ただ足踏み式のような冷水器のようなものをということになると、今の事務所の中だと外から水も入ったり雨風も入ってきますので、そうすると安全性の問題がありますので、ちょっと早急にそれを取りつけるということは困難なかなというふうでございますので、そのあたりで御理解いただけるとありがたいと思います。以上です。

○高笠原委員

部長のお話もわからないわけではありません。しかし、今バイオテクノロジーの話がされました。それをいつまでも研究してるということではないと思うんですけども、総合的な計画をという中で全体的に見るときにそれも一緒にと、研究は早くやっちゃうんでしょうけれども、そのところにトイレをつくるということ自体はいつになるかまだはっきりわからないわけ、そういうことなんですよ。それで私はそんなに立派なものをつくらなくても、今いろんな方法のものもあるわけですよ。

ね。そういうものをたとえ一つでもいいから備えつけるということは、あそこに市民の方がしょっちゅう訪れるところです。子どもたちだけがトイレを使うわけじゃないし、それから今の水飲み場もどうしても冷たいものでなければいけないということでないわけですし、ですからちょっときれいな水道というかそういう水飲み場をきちんとつくっていただけたら、それはそれで用が足りるんじゃないですか。それで総合的にその管理事務所も全部直すときに改めてきちんとされたらどうかなと思うんですが、このトイレと水飲み場については早急に私はやっていただきたいと思うんですが、どうなんでしょうか。

○市民部長

まずトイレの件については、それこそ今では高速道路なんかは臨時的に水洗式のトイレもありますので、そういう意味ではお金の問題が一つかかってきますけれども、少し早い時期に検討したいというふうに思っています。ただ水飲み場については、一般的な冷水器のような水道管は表についてますので、それ以外の水飲み場ということになりますと、これはそこで水を飲んで何かあっても困るもんですから、そこらのちょっと安全性の問題がありますのでそれは研究をさせていただかないと、ただ単に水飲み場をつくるということではない、公園のような水飲み場というわけではないような気がしますので、その辺だけちょっと御理解をいただけたらなというふうに思っています。以上です。

○高笠原委員

それではトイレについてはなるべく早くお願いをしたいと思えますし、水飲み場のところにお水が欲しかったらどうぞとって、あそこに働いていらっしゃる方がコップをこの間は渡して下さったこと私ありますが、衛生的な面からいけばきれいにして変なことにならないような、そういう位置に少し伸ばしてもらえたり、そここの工夫のできるんじゃないかなと思います。特に夏場になれば行った人もあれでしょうし、それとあそこに働く人たちの環境といいですか、そういう

ものからいけば水飲み場は、ここの庁舎で働く人たちはいろんなところに水道があるから、そういう面ではとてもきちんと完備されているわけですよ。ただ、あそこに働く人たちはやっぱりちょっと差があると思うんですよ。そこのところをきちんとしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。認定第1号について、挙手により採決をします。認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成19年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第2号 平成19年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

少しお聞きしたいと思います。

今、不景気にちょっとなってきておりまして、国民健康保険税が納められないとそういう人もこれからいろいろ出てくるのではないかなとこんなふうに思っておりまして、大変心配をしております。それで少しお聞きをいたしますが、知立市の場合は滞納をされた人にどのような指導をしていらっしゃるのか、まずそこをお聞かせいただきたいと思います。

○国保医療課長

まず国保税の滞納への対応でございますけれども、直接的な税の徴収事務は税務課でやっておりますので、税務課とそれから国保医療課が一体になりまして国保税の納税についてお話をしているというのが実態でございます。

○高笠原委員

滞納した場合は税務課のところかどうかということですか。

○国保医療課長

通常の国保税の納期を20日以内に督促状が出るようになっておりますので、督促状が出た人はそれをもって税務課へ行っていただくわけですが、通常、国保につきましては保険証を2年に1回更新をやっておるわけですが、その更新にあわせて通常よりも短い期間の保険証、短期証というふうになっておりますけれども、短期証をお出しして、その短期証の更新のときにあわせて納税相談をするということを実際やっております。

○高笠原委員

その短期証、短期保険証、これ自体は違法ですよ、本来なら発行すること自体。それで滞納者の人にどういうふうにして納めてくださいとかそういうふうにして指導をしているのか、そこをところをお聞きしたいわけですが、滞納をして分割でもちょっと納められないなという人たちには短期証明書を発行していると今おっしゃいましたが、現在までどのぐらいの件数が発行されているのでしょうか。

○佐藤委員長

しばらく休憩します。

午後5時52分休憩

午後5時52分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○国保医療課長

今回の更新にあわせてまして928世帯の方に短期証を交付しております。

○高笠原委員

すごい多いですね。過去と比較してどうなんでしょう。多くなってるんでしょうか。

○国保医療課長

平成20年の2月の更新時が640でございましたので、320ほどふえております。

○高笠原委員

こんなにたくさんふえた理由というのは思いつくんですか、何かあるんですか。

○国保医療課長

特に理由というのは思い当たりませんが、実態として国保税の未納の世帯の方が多かったということです。最近言われておる経済の鎮静化といいますか、そういったことも一つの理由にはあるのかなというふうに思います。

○高笠原委員

経済の鎮静化、今、私さっきも言いましたけれども、本当に今の経済の中でこの高い国保税が払っていけるのかというのを大変心配しているわけですが、この928件の方々、この方々にどういうふうに指導してみえるんですか。ただ納めてないからといって短期証明証をぱっと送ってるんでしょうか、それとも呼び出しをして渡すとか。

○国保医療課長

保険証の更新時期にあわせて手紙を出しまして保険証の更新を行いますので、おいでくださいという内容の手紙、それにあわせて納税相談をさせていただきますという内容でございます。

○高笠原委員

どのくらいの相談をやられたんですか。そこで例えば払っていただく方があったら、そういうのはありますか。

○国保医療課長

納税相談というのは、先ほども申し上げましたけれども主体的には税務課の徴収係がやっておりますので、その後の件数ですとか徴収金額、それから納付約束とかそういった件数は私どもは現在は把握はしていません。

○高笠原委員

税務課におみえになって相談をされる人もいらっしゃると思うんですが、大体どのような方々で

しょうか。当年度だけじゃない人もいらっしゃるわけですよね。

○国保医療課長

この640が928にふえたと申しましたのは、新たに滞納があつて短期証になったという方がおられますので、もちろん単年度ではなくて複数年度の滞納がある方もおられます。

○高笠原委員

この人たちは国保だけが納められないでいらっしゃるのか、また税とかそういうものを納められなくていらっしゃるのか、それともどういう状態なんですか。

○国保医療課長

国保税のほか一般の市税、ほかの例えば水道料金ですとかもろもろの市の使用料とか市に対する負担、そういったものも未納の方もおられるやに聞いております。

○高笠原委員

この国保料金については、減免をしてあるんでしょうか。例えば生活が本当に苦しいから減免してほしいとか、そういうようなことは申し出とかそういうものがあつて減免していらっしゃるのか。

○国保医療課長

納税相談の中でそういった話があれば減免の方に話をさせていただいております。

○高笠原委員

減免をしても生活が先ですから、だから本当に払っていけないと思うんですよね。だからそういう人たちとの相談の中では生活保護を受けなさいとか受けなきゃいけないような人たちもいらっしゃると思うんですが、そういうところの指導というのはないんでしょうか。

○国保医療課長

生活保護に関係するといえますか、生活保護が受けられるようなそういった話の内容ですと福祉課の方にお連れをして、そちらの方でお話を聞かせていただくという方も中にはおられます。

○高笠原委員

本当に国保税が払えない人は市税も払えないというそういう人も多いわけで、その制裁措置とい

いますか、そういうものにはいわゆる本来であれば保険証をきちんとあれするわけですけれども、この短期証明書、これ自体がまず私は違法だろうなとかそういうふうに思うわけですけれども、それでこの短期証明書で医療を受けられたりして、中には出産だとか葬祭だとかそういうものと絡んでくる方もあるかと思いますが、そういう人は窓口でどんなふうな処置をしていらっしゃるのでしょうか。

○国保医療課長

税の納税とそれから保険の給付というのはこれは別のものでありますので、葬祭費なり出産育児一時金なりはこれは申請をしていただきます。もちろんそれと同時に税の未納分があるという話は、未納の方が窓口に来られますと、それはそういうこととお話をするわけですので、ほかの方と区別をするということではなくて、そういう方にも保険給付は保険給付、税の未納は税の未納ということとお話をさせていただいております。

○高笠原委員

それはそうですね、別ですからね。きちんとして給付をしてあげなければいけないとかいうふうに思いますけれど、その給付の段階では、あなたはこういうふうで滞納がありますと、だから納めてくださいとかいう指導はされるんですか。今お渡しするものをこっちに納めてくださいと、こういうことはありますか。

○国保医療課長

そういったお話をさせていただく場合もあります。

○高笠原委員

やっぱり今おっしゃられましたよね。受ける給付と納めなければいけないものとは別々なものだから、きちんと給付の手続きはやってお渡しすると、それは当然のことだと思うんです。だけどそのお金で滞納分を払いなさいというそういう指導は間違っているんじゃないですか。

○国保医療課長

ちょっと言葉足らずで申しわけありません。

そういった税の未納がありますよという話はさ

せていただくということで、この分を税に埋めて入れてくれというお話をするというものではございません。

○高笠原委員

知立市の場合は、例えば出産一時金だとかそういうようなものを現金で給付されるようなもの、そういうものはいただいても、その人がもしも滞納があっても払いなさいとってその場で払わせるというそういう行為は一切してないとかいうことでしょうか。

○国保医療課長

強制的にするということはありません。ただ先ほど申しましたように、すべての保険給付というのは、保険税あるいは国庫負担、公費負担の費用がもとになっておるわけですので、未納がありますよというお話はさせていただいております。

○高笠原委員

その場でじゃあと言って応じてくださった方、そういう方はいらっしゃいますか。

○国保医療課長

そういった方もおられるというふうに聞いております。

○高笠原委員

それはその方の考えであれでしょうけども、本来はそれはもう違法だとかいうふうに思いますね。だからお金を払わないからといって短期証明証を発行すること自体も法律上、何の根拠がないものであって、それは一つの差別にはなると思われますので、絶対にそういうことはやらないでいただきたいなと思いますし、それから短期証明証については皆さん、手渡しなんでしょうか、それとも郵送なんでしょうか。

○国保医療課長

短期保険証、いわゆる通常の国保の保険者証は2年に1回更新をしておるわけですが、それとは別に期間を区切った保険証を出すことができるという規定になっておりますので、それによりまして知立市の場合は6カ月の短期保険証、被保険者証の期間が24カ月ではなくて6カ月分の被保険者証を出しているということでございます。交

付につきましては、先ほどお話をいたしましたように保険証の更新をしますが、納税相談をあわせてやっていただきたいので市へおいでいただきたいという文書を出しておりますので、市の方で交付をしております。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第2号について、挙手により採決します。

認定第2号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがって、認定第2号 平成19年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号 平成19年度知立市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第5号について、挙手により採決します。

認定第5号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがって、認定第5号 平成19年度知立市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第7号 平成19年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

介護保険につきまして、少しお聞かせをいただきたいというふうに思います。

今度第4期の介護保険の見直しとこういうことで、前の議会のときにも質問させていただき、介護報酬の見直しもあるだろうというふうにお話をいたしました。それでこれもこの行政評価委員会の中でこのように言っておりますが、2番のところで、3ページにありますけれども、介護施設3カ所の入所定員は245人で、現在入所を希望して待機している高齢者は335人であると、中期的な展望をすれば施設の増設が必要であると、このようにここで書いてありますね。

それで15年後にはなりますけど、これ2023年、急激な高齢者人口の増加が予想されるとこのように言っております。そしてそのときには介護施設は現在の3倍以上の施設の必要が見込まれると、その準備のためには施設用敷地の確保から建設資金の準備が必要となってきますと、こういうふうに言っているわけでありまして。

在宅介護、在宅介護といって何とかと思っても、結局は老老介護で大変なことになっているところがたくさんあって、それと今、療養型病床群の削減ということでどんどん追い出しがあります。現在の知立でいえば特養があるわけですがそれでもそういうところ、それから老健施設、こういうところにもどんどんそういう方たちが入ってきたりして、本来の老健の役割といえますか、そういうものがもうなくなってきて、入所もきちんとできるところまで現在来ているわけです。それで現在でも定員に対して335人、先回の議会の

ときでも100人以上いっしょだと、待機者がいっしょだと。

それから施設の増設も必要になるかなというよ
うなそんなニュアンスの言葉をお聞きしたわけ
ですけれども、やっぱりこれ実態をきちんと見て
いないというのが本当の話だとこんなふう
に思うんですが、今年度についてはこの第4期
の介護保険の計画についていろいろと審議
会も動くんだと思いますが、もう既にこの
審議会は話し合いが始まっているんでしょ
うか。

ここで10分間休憩します。

午後6時11分休憩

午後6時19分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

今年度に入りまして1回開いております。

○高笠原委員

決算からですけれども、この審議会は
この決算をもとにして第4期の計画を
立てていくとこういうふう
に思いますので、ちょっと今年度の
審議会のことを聞かせていただき
ました。それでこの審議会、1回
今のところ開いたということですが、
これから何回ぐらい開かれるんで
しょう。

○長寿介護課長

あと3回程度開催したいと思っ
ております。

○高笠原委員

あと3回ぐらい開いて、来年度の
第4期に向けてのことを完結する
とこういうことでありますけれど
も、私はここの行政評価委員会
の中でも言われているように、
現在入所している人が245人
だけれども、待機をして入所を
希望している人、こういう人
たちが335人いると。それで
これから先ずっと高齢化率も
どんどん上がってきますね。今
14.8ですが、ずっとこれ上が
ってくるわけですよ。それで
この中でもう施設はふやさな
ければいけないよと言ってる
し、それから敷地の用意、建
設資金の用意までしなさいと
言ってる事細かく言ってる
ということは、これからの高
齢化社会に向

けてすごい不安を感じていっ
しょからこういうことを言っ
てると思うんですね。それで
行政評価委員会のこれは大
変重いもので私はあると思
いますし、市民にきちんとや
っていく上では、この書かれ
ていることをどのように考
えていっしょって、それで
実行していこうと、これは
うそだなと言うのか、それ
とも何とかここまではや
っていきたいという、こ
ういうことを考えていっ
しょるのか、そこを聞か
せてください。

○長寿介護課長

そちらの方に書かれて
いる数というのは、市外
の方も入っていると思
います。私の方の手元
の資料ですと、市内
の方の待機の方の
数は148名だと思
います。それでこの
市内の待機の方の
数の中でも重複
して施設を申し
込んでみえる
方もいると思
いますので、
実数にお
いてはこ
こでは
ないの
かなと思
っております。

○高笠原委員

市内の知立の人は148名
だよとそういうこと
ですね。それと待機
者もあっちもこ
っちも申し込
むからダブリ
はあるよとこ
ういうことだ
と思うん
ですが、知立
の方が他市
にお世話にな
ることもあ
るわけですよ
ね。だから
そういうこと
からいくと、
そう数はこ
この評価委員
たちが言われ
ていることは
大きな違
いはないと思
うんですよ。
それで現実、
こういう方
々がたくさん
待っていっ
しょって、家
で介護はも
うできない、
何とか施設
に言われて
いるわけで、
それで知立
は足りてま
すよと、何
とか医療圏
の中できち
んと計算を
してやって
るから、も
う知立では
つくらな
くてもいい
んですよと、
そういう
ふう
に言われ
てお
りま
す
けれ
ど、
現実
をや
っぱ
り見
ない
とい
け
ない
と思
う
ん
だ
よ
ね。
そ
こ
の
と
こ
ろ
を
ど
う
い
う
ふ
う
に
考
え
て
い
ら
し
ゃ
る
の
か、
そ
れ
か
ら
こ
こ
に
書
い
て
あ
る
行
政
評
価
委員
の
こ
の
言
語
を
重
く
受
け
と
め
る
の
か
ど
う
か、
そ
こ
の
点
を
聞
か
せ
て
い
た
だ
き
たい
な
と思
う
ん
だ
よ
ね。
部
長
ど
う
で
す
か
ね、
答
え
を。

○保険健康部長

行政評価委員会の言
われることは、それは
今後の高齢化率の増
加とかのことを考
えますと、あな

がち間違っておるというふうには思いませんが、これは必要な分だけどんだけでも特養がつくれるかというところではなくて、国が定めた参酌標準というのがあります、特別養護老人ホームですと当然県の認可を受けなければ事業はできないわけでありまして、その認可をするためには国の参酌標準、要するに平成26年までに要介護2から5までの要介護者の37%、3施設のほかにいわゆる臨床型の施設の入所者を要介護認定者の37%までにしなさいということがありますので、これを超えるような特別養護老人ホームの建設というのは認められないということになってまいります。したがって、幾ら市の方でつくりたいといっても、認可がされない以上はどうしようもないということになるのです。それと現数、今、課長が言いましたように148人でしたか待機者がおると。その中でダブルもおるといことで実数はよくわかりませんが、その中で本当に今すぐその施設に入所しなきゃならんという方はそれほどないというのが現状だと思うんです。今はまだいいんだけど、将来特別養護老人ホームにすぐ入れないから、今から申し込んでおこうという方がこの中にもかなりみえると思うわけですね。もし本当に今すぐ入所しなきゃ困るといような方がみえたら、もっと大きな問題になっておると思います。現在はひとり暮らしで身寄りもだれもない方で、どうしても入所したいという方を何とか市の方で特養を頼み込んだりして何とか措置をしております。したがって、それほどの本当に困るような待機者というのはそれほどはいないんじゃないかということで、ただ言えることは、先ほど言われたように療養型の病床群が廃止になりまして、知立も総勢20数床ですかベッドが減りましたんで、この部分は補てんする必要があるのかなということを考えておまして、また第4期介護保険事業計画につきましては、小規模の特養、これぐらいは1カ所を整備していく必要があるのかなというふうには考えております。

○高笠原委員

療養型の減ったことが大きく要因をやってるわ

けです。

それでこれは知立だけの問題だけじゃなくて、近隣市もみんな一緒かなあというふうに思うんですが、常にそういう声を聞きますし、それで国の参酌基準とは言うけれども、現実やっぱり入れない人がおります。私なんか面倒を見てる人がいるんですけども、もう入りたくてしょうがないんですけども、入れないでいらっしやいます。

それで今、小規模と言いますか、そういうものは必要なとそんなふう言われましたけれども、このことは国に対してきちんと現実を述べていって、その基準を変えてもらう、考えを変えてもらうところにたどり着かなければいけないと思うんですけども、市として今も小規模のものをというふうに言われたように、そういうものをきちんとやっていくというそういう計画等はお持ちですか。

○保険健康部長

これも参酌標準からしますと、29名の小規模特養の整備も参酌標準から超えちゃうということになろうかと思っておりますけども、そのあたりは何とか県なりをお願いをいたしまして、今の実態もお話をいたしまして何とか認めていただくような方向へは持っていきたいというふうに考えております。

○高笠原委員

ぜひそういうふうに使っていただき、ここの行政評価委員会の中でこのうたわれているような、述べていらっしやることを深く受けとめていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。決算ですので、予算の方まで行っちゃうといけませんので、第4期の方までずっといきますのでこれで終わります。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第7号について、挙手により採決します。

認定第7号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがって、認定第7号 平成19年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第9号 平成19年度衣浦東部農業共済事務組合歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第9号について、挙手により採決します。

認定第9号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、認定第9号 平成19年度衣浦東部農業共済事務組合歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。

午後6時31分開会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長